

文教委員会会議記録

文教委員会副委員長 高橋 こうすけ

1 日時

令和6年7月2日（火）

午前10時0分～午後4時38分

（休憩 午前11時59分～午後1時1分、午後2時52分～午後3時8分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

上原康樹委員長、高橋こうすけ副委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、
岩崎友一委員、川村伸浩委員、工藤大輔委員、飯澤匡委員、斉藤信委員、
小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

堀合担当書記、佐々木担当書記、久保併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

（1）教育委員会

佐藤教育長、菊池教育局長兼首席服務管理監、坂本教育次長兼学校教育室長、
武蔵教育企画室長、黒澤教育企画推進監兼服務管理監、
古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、
伊藤学校教育室学校教育企画監、
武藤学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、西川学校教育室高校改革課長
多田学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、
最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、
千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、
大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監、
佐藤教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長兼服務管理監、
駒込教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長兼服務管理監、
中村保健体育課首席指導主事兼総括課長、
小澤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
佐藤生涯学習文化財課首席指導主事兼社会教育主事補兼文化財課長

(2) 文化スポーツ部

小原文化スポーツ部長、新沼副部長兼文化スポーツ企画室長、
柏葉文化スポーツ企画室企画課長、鈴木スポーツ振興課総括課長、
三ヶ田スポーツ振興課特命参事

7 一般傍聴者

5人

8 会議に付した事件

教育委員会関係審査

(請願陳情)

受理番号第28号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを求める請願

9 議事の内容

○上原康樹委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

なお、本日は、文化スポーツ部関係の議案等の審査はございませんので、文化スポーツ部職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、文化スポーツ部から県営スポーツ施設のあり方に関する報告書(案)について発言を求められております。このため、教育委員会関係の審査終了後、文化スポーツ部職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、請願陳情の審査を行います。受理番号第28号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 それでは、事前にお配りいたしております説明資料に沿って説明いたします。

請願項目の一つ目、少人数学級についてでございます。資料の1ページをごらんください。制度の概要であります。国では、1の(1)に記載のとおり、義務標準法——公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、令和3年度から、小学校第2学年から第6学年について、5年をかけまして、段階的に35人に引き下げることであり、今年度は第5学年が新たに適用となったところであります。

本県の対応状況であります。、(2)のとおり、加配定数を活用し、小学校第6学年から中学校第3学年までについても既に35人学級を実現し、きめ細かな指導の充実に努めているところであります。本県では、令和元年度から、義務教育諸学校全ての学年で35人学級を実施しているところであります。

国の動向につきましては、(3)のとおり、先月閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針及び次のページにお進みいただきまして、昨年6月に策定されました第4期教

育振興基本計画におきまして、35 人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していくとされているところでございます。

このような状況を踏まえまして、県では、2 ページの中段であります、(4)のとおり、令和 7 年度政府予算提言・要望におきまして、新たな教職員定数改善計画の策定といたしまして、本年 6 月、第 1 パラグラフの中段に記載のとおり、中学校における少人数学級の拡大や、第 2 パラグラフに記載のとおり、高等学校における地理的条件を抱えた地域の小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた定数改善を進めるよう国に要望しているところでございます。

次に、二つ目の教職員定数の改善について、同じく(4)のところではありますが、新たな教職員定数改善計画の策定の第 1 パラグラフの冒頭に記載のとおり、国においては、平成 18 年度以降、教職員定数改善計画の策定が見送られております。学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現及び教員の働き方改革の推進のためには、国による複数年先を見込んだ計画的な定数の改善が不可欠であると考えており、先ほども述べましたが、政府予算提言・要望の中で、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、教職員体制の一層の充実を図るよう継続して要望しているところでございます。

また、下の枠囲みのところではありますが、学校における働き方改革や人材確保に向けた環境整備といたしまして、学校における働き方改革を一層推進していくための環境整備が図られますよう、教員の定数改善等の人的配置の拡充を要望しているところでございます。

続きまして、三つ目の加配についてであります、先ほど御説明いたしましたとおり、本県では小学校第 6 学年から中学校第 3 学年について、既に加配定数を活用し、35 人学級を実施しているところでございます。

一方で、少人数学級やチームティーチング等の少人数指導、小学校における専科指導、いじめ、不登校等に係る児童生徒支援など、複雑化、多様化する教育課題の解決に加配措置は必要不可欠でありますことから、(4)の新たな教職員定数改善計画策定の第 1 パラグラフの最後に記載のとおり、各種加配定数についても十分な措置を講じるよう要望しているところでございます。

最後に、四つ目の義務教育費国庫負担割合の引き上げについてでございます。資料 3 ページの 2 の(2)に記載のとおり、平成 17 年のいわゆる三位一体改革に係る政府・与党合意におきまして、義務教育制度の根幹であります機会均等、水準確保、無償性を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持するとの方針のもと、平成 18 年 4 月から国の負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に変更されております。その際、減額分につきましては、所得税から個人住民税への恒久措置として国から地方に税源移譲されております。

本県といたしましては、義務教育が地方の実情に応じて特色ある教育活動を展開できますよう、国の責任において、その財源がしっかり措置されるべきと考えているところあります。以上で終わります。

○上原康樹委員長 本請願に対し質疑、意見はありませんか。

○高橋こうすけ委員 本請願ですけれども、教育現場の環境が厳しくなっていることは重々理解しているところですが、予算が厳しいということで、国も県も市町村もいろいろな工夫をしてやりくりしていかなければならないところがございます。請願事項の4、負担割合の引き上げという項目があるのですが、ここで一度、確認も含めて整理しなければいけないと思います。言うまでもなく、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担が2分の1から3分の1になり、その議論の中で地方六団体から地方の裁量を入れるということで、単に負担を下げるということではなく、地方の裁量を拡大する決まりになったと認識しております。ここで重要なことは、さまざまな税源移譲を行うことであって、岩手県からすれば今までどおり、税源移譲を含めてきちんと手当てされているのかお伺いしたいと思います。そして、これがきちんと教育に回っているのか。回っていないとすれば、これもまた一つの課題になってくると思うので、まずここを伺いたいと思います。

2点目は、そのときの議論の中にも、地方に自由な裁量をとることがあったのですけれども、全国一律ではなく、地域に応じた各県の判断で、少人数学級の充実、給与水準等、教職員の数をふやす等々、岩手県はこの自由な裁量の部分について当初の目的通りなされているのかお伺いさせていただきます。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 まず、1点目の税源移譲に伴う財源措置ということかと存じますが、平成18年度から国の負担割合が2分の1から3分の1に変更となって、減額分につきましては税源移譲、地方交付税で賄われていると認識しておりまして、義務教育費国庫負担法、義務標準法に基づいて算定されました教職員給与費につきましては、我々としては全額措置されていると認識しております。

2点目の裁量ということですが、昔の制限がどの程度、具体的にどうだったかということは、肌身に感じているわけではありませんが、教員の定数や人件費、手当は、他県と大きく異なるということはないと思っていまして、ある程度は地方の裁量で定められているのではないかと認識しております。

○高橋こうすけ委員 私たちも、今の状況に対しいろいろな課題があると思っていますし、要望を持っているところですが、当初の目的のとおり、このような改革が行われてきたということは、そのとおりになっているのだと理解しております。したがって、この請願事項の1、2、3につきましては、そのとおりでいいと思うのですけれども、4については、さまざまな課題があることを承知しており、反対したい意見を述べさせていただきます。終わります。

○小西和子委員 私も高橋こうすけ委員の視点と同じことをもう一度確かめたいと思います。三位一体改革で国庫負担の割合が2分の1から3分の1になり、きちんと全額措置されているという答弁でした。それであれば、2分の1から3分の1に変えることはないと考えます。措置されているのであれば、国から幾ら来るか、後から幾ら来るかと、同じなわけです。措置されていないから、今の状態になっているのではないかと考えます。

私は数年前に、ある会派の先輩議員に、この請願の紹介議員になってくださいと教職員組合の皆さんと一緒にお願いに上がりました。そのとき、まだそんなことをやっているのかとどなられました。2分の1から3分の1に変わったことで、幾つの自治体が生き延びたと思うかと言われたのです。私は、教育ではないものに使って、それぞれの自治体が生き延びたという意味だと解釈しました。まず1点目は、そのことについて県教育委員会はどう思っているのか。

何も2分の1であろうと、3分の1であろうと、国から同じようにお金が来るのであれば問題はないと思うのです。ところが、3分の1にした理由は、そのような大変困っている自治体を救うためであったと聞いておりますので、まず1点目はそのことについて伺います。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 小西和子委員から経緯等について御指摘をいただきましたが、そういった議論があったことも含めて承知しているところでありますが、私どもが言えるのは、国庫負担が2分の1から3分の1に見直されたときに、一定の税源移譲があって、それに基づいて現状では義務教育費国庫負担金については交付税措置も含めて全額措置されているという認識であります。

○小西和子委員 では、確認ですけれども、岩手県も全額教育に措置され、以前であればひもづけになっていたのでわかりやすかったのですけれども、まとめてしまったので見えにくいのです。そうしたときに、教育の予算を、いろいろな計算方式に基づいて全額措置されているかどうかきちんとお話してください。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 人件費に関して全額措置されているかということではありますが、ごく粗い計算ではありますが、小学校につきましては、法定分は一般財源として、県の持ち出し分は262億円、交付税につきましては274億円相当が措置されていると認識しています。中学校につきましては、一般財源での支出、人件費が164億円、交付税もほぼ同額の164億円ということで、義務教育費については一般財源に見合った分を交付税で措置されていると認識しております。

○小西和子委員 岩手県は、人件費を県単で措置するということがなくここまで来ました。例えば加配定数を活用して35人学級を実施、つまり本来であれば、それぞれの課題で大変苦勞しているような学校に加配をしなければならない人員を剥がして35人学級を実現してきました。

では、ここ4年間の加配定数について、どのくらいの人員を剥がして35人学級に手当てしたのか伺います。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 済みません。今の質問について、調べて、後ほど回答させていただきたいと思います。

○小西和子委員 加配や人員配置などいろいろありますけれども、現在の学校、特に小中学校の逼迫した現状から、さまざま手当てをして、文部科学省は予算を配分しておりますけれども、スクールサポートスタッフ等の人員から見ると、岩手県は決して教育に力を入

れているように見えません。ですから、先ほど言いましたように、財源措置されているとは言いながらも、果たしてどうなのかというところが残ります。自由民主党は御自分たちで決めたことなので、何とかと思うかもしれませんが、岩手県の財政の苦しさもよくわかっていると思いますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

最後に、教育長から、このことについて何かありましたらお願いします。

○佐藤教育長 請願全体についてお話しさせていただければと思います。

まず、35 人学級ということで、文部科学省が順次導入していただいております。これを進めていただいて、今後、中学校にも拡大してほしいと考えております。やはりこれまでに以上に教員がゆとりを持って子供たちに接することができるようになることが望ましいと考えておりますし、学校現場は大変だと、長時間労働の改善に努めておりますが、まだまだというところがございます。私たちも、先生が児童生徒と向き合う時間をなかなか確保できないと聞こえてきていますので、そういったところは改善をしていく必要があると考えております。

義務教育費国庫負担法が三位一体改革の際に決まったというところではありますが、地方財政制度上は税源移譲とセットとなっているということで、国庫負担が2分の1から3分の1に変わった部分については、我々としては税源移譲されているということで、恒久的な措置となったと理解しております。

ただ、本県のように、中山間地域、過疎地域、それから県の面積が広いということで、非常に条件的に不利な状況での通学区域が広いというところでありまして、なかなか効率性だけで対応できない部分がありまして、本県としてはさまざま工夫しながら教育環境を整備して対応してきているところがございます。

我々も毎年度政府に予算要望しておりまして、先ほど担当の課長から話もございましたが、定数改善計画をつくってほしい、そしてしっかり教員を配置してほしいということ、ことしも6月に文部科学省に要望したところございまして、定数改善計画と加配措置、加配措置によって35人学級を実現しておりますが、これはぜひお願いしたいということで国にもお話ししてきています。

さまざま財政状況が厳しい中でございます。国も厳しい中でありますが、我々としても岩手県の子供たちのよりよい教育環境の整備に努めたいと思っております。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 先ほどの質問についてでございますけれども、小学校の35人学級の実現に向けて、今年度でありますと小学校2年生から5年生まで、教員の定数を97名にふやして配置しているところであります。

加配につきましては、少人数学級分として加配された分がそちらの基礎定数に移行しているという変化はありますが、いずれ総数で見ますと、児童生徒数の減少はありますが、大きく減じられている状況ではございません。

○斉藤信委員 請願項目が4項目の中で、自由民主党は4項目めだけが反対という意味表示がありました。

請願の趣旨のところで、ことしの4月4日公表の教員勤務実態調査について紹介されております。超過勤務が月45時間を超えている教職員は文部科学省の調査で、小学校で約65%、中学校で約77%、過労死ラインの80時間を超える教員が小学校で14%、中学校で37%、平成28年度の調査と比較すると減少しているけれども、大変深刻な状況です。この調査について岩手県の実態はわかりますか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 齊藤信委員から御紹介がありました調査は国が行っている調査で、どの学校について調査したかも含めて国は公表しないということです。

それから、小中学校の時間外在校等時間の把握につきましては、市町村教育委員会で行っており、県教育委員会としては把握しておりませんので、申し訳ありませんが、データとして持ち合わせてございません。

○齊藤信委員 超過勤務の実態調査は、岩手県独自にやっているのもありますから、それはそれで答えていただければよかったのだけれども、文部科学省の調査と大きく違うと思います。

学校と教育をめぐる状況は、大変深刻なものだと思っております。一つは文部科学省の調査でも示された長時間勤務。もう一つは子供の状況です。不登校が毎年のように増加する、いじめもふえる。そういう中で教育の現場では、大きな改革や改善が求められていると思います。

その決定打は、やはり教員をふやすことです。そういう点で教職員の定数改善は本当に重要であり、35人学級を小学校はもとより中学校、高校まで拡充していくことが必要だと思います。

また、高橋こうすけ委員から国の予算の話がありました。日本の教育費は、GDP比でいいますとOECD加盟国の中で最低なのです。恐らくOECD加盟国の平均の半分ぐらいではないでしょうか。日本の経済力はそれなりにあるのだけれども、教育にかけるお金がほかの資本主義国と比べて大変少ないということも大きな問題だと思いますけれども、日本はGDP比の教育費の割合がOECDと比べてどうなっているかわかりますか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 手元に資料がございませんので、調べるお時間をいただければと思います。

○齊藤信委員 本当に経済力に見合わない教育の予算、そして現場の実態になっていると思います。

それから、請願の4項目めですけれども、三位一体改革で地方の裁量ということでこれをやられた。しかし、教育費は圧倒的に人件費が占めています。岩手県の場合は、人件費は教育費の何割を占めるでしょうか。

○古川予算財務課長 教育費における人件費の割合についてであります。教育委員会所管の令和6年度当初予算に占める人件費の割合は、87.9%であります。

○齊藤信委員 87.9%、9割近くが人件費。そうすると、教育費は裁量が利かない予算な

のです。教育長も教職員課総括課長も、基本的に岩手県は全額教育費に充てていると言っているのは、そうしないと人件費も確保できない。それが教育予算なのです。つまり、地方の裁量の拡大のためというのは、実態に合わない議論だったのではないかと思います。地方の裁量を拡大すれば、少ない教育費がますます減ってしまう矛盾が広がるだけではないのかと考えます。

最近、学校の教材費が減っているという訴えをお聞きいたしました。市町村ごとの学校の教材費の推移はわかりますか。そして、市町村ごとの教材費の状況はわかりますか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 手元に数字を持っておりません。

○斉藤信委員 恐らく教材費の比率の調査は数年に1回やっていると思うのです。私が直接聞いたのは、盛岡市の学校の教材費が特に少ないということです。学校の先生はほかの市町村から盛岡に転勤してくるとびっくりするそうです。そのため、教材費は保護者負担になってしまう。やはりそういうところにしわ寄せが来ていると思うのです。市町村の姿勢も問われますけれども、これは後で分かたらずに示していただきたい。少ない教育費を学校に財源保障されなくてはならない。それが結果的に教材費が保護者負担になっているということも重要なので、義務教育費の国庫負担は、きちんとこれにはこれという形で保障されないと、こうした事態が起きるのではないかと思います。

そういう点で、今回の請願は、今の教育の実態から見て、子供たちにとっても、教職員にとっても、その改善を求める切実で重要な請願だと考えます。ぜひ全項目採択をしていただきたい。

○飯澤匡委員 この請願の趣旨については、項目ごとについては、我が会派も紹介議員になっていますので、安定的な教育予算の確保は、国が中心となってやるべきだという考えに立っております。

一方で、生徒、児童の数が減るに従って、問題になっているのは、教える側の質の低下だと思っています。仄聞したところによると、例えば英語の場合、学校であまり書かせない、書けない、基礎的な学力が非常に懸念されていると聞いています。子供たちと向き合う時間は大変大事けれども、実際問題、教育の質の低下が叫ばれているのでは、予算を確保したところで子供たちの学力は上がらないと思います。

高校への進学についても、定数を含めて競争率が低いから、一定程度点数を取れば合格してしまうこともあるのです。そういう背景もあり、なかなか岩手県の子供たちの学力が向上しない。特に英語はそのとおりだと思います。これは、以前から言っていますけれども、その点もあわせて教育委員会というのはしっかりやっていかなければならないのだと思います。直接的には請願と関係のない話ですが、教育長の見解を求めたいと思います。

あと、請願趣旨のところに、子供たちに向き合う時間が少ないとあります。この件について頭をよぎったのは、私が中学校1年生のとき、ちょうど学生闘争で、1時間目の授業が相当数潰れました。その保障は誰が持ってくれるのだろうか。少なからずこういう大人になったからよかったけれども、何かその当時の教育現場と今の財源の話と、向き合う時

間ということを言っておきながら、こういう実態も見過ごしてはならないと思うものですから、その点についても見解を求めたいと思います。

○佐藤教育長 学力の点のお尋ねがございました。やはり我々は、子供たちのために教育の質の保障をしていくことは非常に大事だと考えますし、その中で特に英語との御指摘がございましたが、基礎をしっかりと身につけて、進級なり、進学なり、就職なり、子供たちが本当に希望するところに行ける学力の保障をしっかりとしていかなければならないだろうということで、今回さまざまな御意見を頂戴したのですが、英語の点についてはこれまで以上にしっかりと対応していきましょうということで、学校現場というより、我々教育行政の現場の組織体制なども見直しながら、指導体制を手厚くする取り組みを今年度から進めております。

それから、先生方は、子供を教育することに熱い思いを抱いて、この教育の世界に飛び込んでいただいたと思っております。先生方の働く環境もよくしながら、その熱意や技量を子供に向けていただけるように、我々としてもしっかりバックアップしていく必要があると考え、教育行政としても、しっかり学校現場を支えてまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 少し無理を言って済みませんでした。いずれ深刻な問題である前段の件は、実際に、中学校3年生でb e 動詞も一般動詞もわからない生徒が多くいるのです。私は教え方の問題だと思います。基本的な問題なので、しっかりやっていただきたいと思います。

それから、自分たちの任務の保全をすることは結構だけれども、私は学習する機会を奪われた世代ですから、そのような歴史や事実があったということは、皆さんもしっかり認識した上でやる必要があるという意見を申し上げて終わります。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方はあわせて発言願います。

○高橋こうすけ委員 一部採択でお願いします。

○上原康樹委員長 一部採択との意見がありました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 本請願については、項目によって意見が異なります。

御承知のとおり、本県議会先例 259 では、請願中採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとして、一部採択を認めております。

つきましては、項目によって意見が異なる委員がいる場合には、項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で請願項目の1を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上原康樹委員長 起立全員であります。

よって、請願項目の1は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上原康樹委員長 起立全員であります。

よって、請願項目の2は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の3を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上原康樹委員長 起立全員であります。

よって、請願項目の3は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の4を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上原康樹委員長 起立多数であります。

よって、請願項目の4は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会の委員会発議としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。

当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○上原康樹委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、お諮りいたします。教育委員会から再発防止「岩手モデル」の策定について及び県立高等学校教育のあり方について発言を求められておりますが、十分な質疑時間を確保するため、再発防止「岩手モデル」の策定について報告後に報告に対する質疑を行い、その後県立高等学校教育のあり方については、委員からのこの際発言とまとめて行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

それでは、順次発言を許します。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 再発防止「岩手モデル」の策定について説明いたします。

お手元の資料をごらんいただければと思います。資料の一番上、要旨についてですが、平成 30 年 7 月に発生した県立高等学校の生徒の自死事案を受け、令和 2 年 7 月に県教育委員会に提出されました第三者調査委員会の調査報告書の提言を踏まえ、教職員等の不適切な指導及び関連する児童生徒の自死事案の再発防止することを目的とした再発防止「岩手モデル」を 5 月 27 日に策定いたしました。

1、策定の趣旨につきましては、ただいま説明させていただいたとおりでございます。なお、本モデルにおいて教職員等とは、学校教育活動に携わる全ての職員を示しております。

また、米印の部分の記載のとおり、御遺族の意向、御了承をいただき、故人である新谷翼さんの名前にちなみ、T S U B A S A モデルと称することとさせていただきます。

1 の右側の 2、モデルの構成につきましては、第 1 章から第 4 章までの本編と資料編という構成といたしました。

次に、本編の第 1 章から第 4 章までの概要を説明いたします。3-1、第 1 章のモデル策定の経緯につきましては、生徒の自死事案の発生を受け、平成 30 年 10 月に第三者による調査委員会を設置し、令和 2 年 7 月に調査委員会が県教育委員会に対して調査報告書を提出し、その中で再発防止に向け、①から③までの三つの方針の提言がございました。③の提言に基づく岩手モデルの策定と発信との提言に基づき、令和 2 年 11 月に再発防止「岩手モデル」策定委員会を設置し、令和 6 年 3 月まで計 12 回の策定委員会による協議、検討を重ねてきたところでございます。策定委員会での協議、検討等を踏まえ、令和 6 年 5 月、岩手モデルを策定いたしました。

2 ページをごらんください。3-2、第 2 章の学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点と再発防止に向けた基本的な考え方についてであります。この章では、なぜこのような事案が起こったのか、なぜ学校や県教育委員会は防ぐことができなかったのかについて調査、確認等を行いまして、学校及び県教育委員会における不適切だった点を整理し、再発防止に向けた基本的な考え方をお示しました。

再発防止に向けた基本的な考え方につきましては、表の部分に記載のとおり、教職員等に関しましては、管理職を含めた教職員等全体に対する不適切な指導に係る正しい認識の普及徹底。学校に関しては、教職員等による不適切な指導が疑われた際の学校における適切な初動対応の徹底、不適切な指導を行った教職員等を指導に携わらせないことの徹底、学校における主体的な人事管理の確保に向けた体制づくり、校長間の適切な引継ぎの徹底。県教育委員会に関しては、教職員等による不適切な指導が判明した際の学校と県教育委員会との連携体制の明確化、教職員等に係る情報管理や人事管理に係る体制の確保と整理し、

これらを具体化したものが3―3の第3章の再発防止に向けた取組となります。

再発防止に向けた取組につきましては、記載のとおり、①不適切な指導の禁止から、⑩モデルのモニタリング及びアップデートまでの大きく10項目から成ります。それぞれの内容について簡単に説明いたします。

資料の4ページをごらんいただきたいと思います。ここには、再発防止に向けた主な取組みを整理いたしました。

1、不適切な指導の禁止について、不適切な指導を根絶するためには、全教職員等が不適切な指導について正しく認識していることが必要であることから、不適切な指導を暴力、不適切な言動、性暴力・セクシュアルハラスメントの三つに整理し、具体例や生じる責任をお示しました。

なお、学校教育法第11条において体罰は禁止され、文部科学省は体罰を懲戒の内容が身体的性質のものとしておりますが、本モデルでは児童生徒への懲戒行為か否かにかかわらず、身体に対する侵害または肉体的苦痛を与えるものは原則として暴力と表記しております。

また、ここで示している具体例は、あくまでも例示でありまして、当然ながら、ここに書かれていないから不適切ではないということにはならないものであります。

2、不適切な指導の根絶に向けた取組について、教職員等の取組みとして、三つ目の取組み事項のとおり、本モデルが掲げる具体的な取組みを理解した上で、児童生徒の指導を行う旨の宣言書を学校長に対して提出することといたしました。

管理職の取組みとして、一つ目の取組み事項のとおり、学校経営計画の重点目標の一つとして、不適切な指導の根絶に係る目標や取組み方針を示すことといたしました。

教育委員会の取組みとして、三つ目の取組み事項のとおり、懲戒処分を受けた教職員等に二度と不適切な指導を行わない旨の誓約書を提出させ、1年間の事後研修を実施することといたしました。

3、不適切な指導の情報を把握した際の対応について、全体的な取組みとして、一つ目の取組み事項のとおり、今回のモデルで示した初動対応フローやマニュアルに沿って事実確認を行い、学校と県教育委員会が情報共有を図ることとしました。

また、県教育委員会の取組みとして、令和6年4月に本庁に服務管理監を新設し、不適切な指導に対応するとともに、岩手モデルを推進することといたしました。

4、人事管理について、管理職の取組みとして、一つ目の取組み事項のとおり、部活動において不適切な指導の申出の内容が明らかに不自然でない限り、直ちに指導から外すこととしました。

5、部活動についての具体的な取組について、教職員等の取組みとして、二つ目の取組み事項のとおり、一人一人の意識を改革するため、部活動にかかわる教職員等全員が指導者研修を受講することとしました。

6、進路指導・キャリア教育についての具体的な取組について、管理職の取組みとし

て、生徒自身が主体的に選択した進路であることを組織的に確認することとしました。

9、相談機能の充実について、公立学校教職員等による不適切な指導についての相談窓口を新設し、相談窓口を一元化することとしました。教職員等による不適切な指導についての相談を岩手県教育委員会に新たに設置したサービス管理監の相談窓口において、直接受け付けるものであります。

10、モデルのモニタリング及びアップデートについて、本モデルは、策定して終わりではなく、策定後も継続的な点検と不断の見直しを行うこととしております。一つ目の取り組み事項のとおり、学校及び県教育委員会における岩手モデルの推進状況や事案への対応状況等について、自己点検と外部専門家によるモニタリングを行うこととしました。また、二つ目の取り組み事項のとおり、本モデルと国の動向、学校の実態との整合を検証し、必要に応じた本モデルの改正を行い、将来にわたって実効性を維持していくこととしております。

資料の3ページに戻っていただきたいと思います。3－4、第4章の今後の検討事項についてでございます。授業や部活動など校内の常時録音・録画については、国やほかの都道府県の動向等も注視しながら、導入の必要性も含め、継続して検討していくこととしております。

4、今後の課題について、各種研修の機会等を通じた教職員等へのモデルの周知と不適切な指導に係る正しい認識の徹底、教職員等による不適切な指導等への迅速な対応、モデルの不断の見直しについて、課題として捉えているところでございます。特にこれらの事項については、今後もしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

5、策定後の動きについてでございます。5月27日に各県立学校、各市町村教育委員会、関係室課等あてに、岩手モデルの策定について通知し、5月28日に臨時県立学校長会議で説明するとともに、県教育委員会のホームページに掲載。同日以降の教育事務所単位の地区校長研修講座で、各市町村教育長、市町村立学校長あてに説明。6月11日に私立学校長会議で説明するなど、今後も機会を捉えて周知していくこととしております。

また、故人の命日が7月3日でありまして、7月上旬にかけて各県立学校においてT S U B A S Aモデル研修を実施することとしており、モデルの理解を深めるための研修動画の視聴や、教職員等によるモデルが掲げる具体的な取り組みを理解した上で、児童生徒を指導する旨の宣言書の作成及び学校への提出など、再発防止、不適切な指導の根絶に向け、教職員等の意識を高めていくこととしております。

岩手モデルはつくって終わりではありません。県教育委員会として、学校及び県教育委員会における岩手モデルの推進状況や事案への対応状況について、自己点検や外部専門家によるモニタリングなどを通じて、モデルの不断の見直しを行っていくこととしております。説明は以上です。

○上原康樹委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 再発防止「岩手モデル」の取り組みについては、この常任委員会で何度も

議論してきました。5月27日で成案が出たということを半分は評価したい。半分と言ったのはなぜかといいますと、やはり県立盛岡第一高等学校事件の被害者家族の同意や理解が得られなかったからです。7人の外部委員を入れ、12回にわたって議論されてきた。私もほとんど傍聴しましたが、12回も議論した割に、遺族や被害者の家族の思いがしっかり受け止められた審議が十分なされずに終わったというのが私の感想であります。

そこで、できたということを前提に、一つは、この岩手モデルのはじめにというところが読んで一番大事だと感じました。はじめにの三つ目のパラグラフ、教職員等は、児童生徒一人ひとりの人格と価値観を尊重しながらその成長を支援し、児童生徒の声に耳を傾け、寄り添う存在でなければなりません。そして下から二つ目のところの、不適切な指導を根絶するためには、まず、教職員等が自身の指導のあり方について意識を改革し、児童生徒一人ひとりを尊重した適切な指導方法を身につけなければなりません。そして一番下に、また、各校では、教職員等全員で不適切な指導を許さない、見過ごさないという風土を醸成するとともに、管理職が個々の教職員等の児童生徒に対する指導の状況を把握し、適切な人事管理を行うことが求められますと書いておりました。今回のような事件を許さない、また今でも残念ながら不適切な言動、体罰等の事件が収まらない。その背景に何があるかといいますと、児童生徒一人一人の人格、価値観を尊重するという学校教育になっていない。私はここに一番の原因があると思います。

このモデルのところでも、子どもの権利条約を学ばなくてはならないと書いています。国連子どもの権利委員会から日本政府には大変厳しい勧告が出されているのです。今の教育の実態はどうなっているか。国連子どもの権利委員会の勧告は大変大事なものだと思いますが、岩手モデルの徹底の上では、このはじめにの精神をぜひ重視していただきたい。教育長にこのことをお聞きします。

○佐藤教育長 はじめにの点について、この文章について、我々もさまざま議論する中で策定してきた部分であります。齊藤信委員から指摘がございましたとおり、このモデル策定中におきましてもさまざまな不祥事案が発生しているということ、その背景にはやはり人権意識の欠如や指導方法に関する誤った理解があると言わざるを得ないと考えております。

岩手モデルの最終目的は、全ての児童生徒が安心して生き生きと学校生活を送ることができるようにすることと、当然ながら児童生徒の命が奪われるような事態を二度と起こしてはいけないということを、しっかり過去の事例に学び、反省して、これを徹底して進めていくということで、はじめにを整理したつもりであります。

○齊藤信委員 私は、はじめにの文章はよくできていると思います。そして、2ページ目に、簡潔に新たな取り組むべき課題を書いていますから、ある意味、はじめにを読めば、全体の結論がすぐわかるようになっているのではないかと思います。

それから、二つ目の質問でありますけれども、今度のモデルは、新谷翼さんの自死の経過が比較的丁寧に書かれている。私は最初の案、最終案及び確定版を見たけれども、確定

版でも最終版から相当修正を加えられていた。だから、皆さんは最後まで努力されたのだと思います。それでもなお、被害者家族は納得しなかったということを含めて、幾つかこの経過のことについてお聞きしたいと思います。

岩手モデルの4ページと5ページには、当該顧問教諭の前任校勤務時における状況、言わば県立不来方高等学校のバレーボール部のクラブ活動の中で執拗な叱責、暴言で追い詰められて亡くなる、この経過は第三者委員会の調査報告書で丁寧に報告されている中身です。しかし、事件の原点は、前任校である盛岡第一高等学校事件にあった。盛岡第一高等学校のバレーボール部員が、この顧問教諭から厳しい叱責や暴言を受けた。当時顧問は体罰があったことを否定しておりましたが、裁判の過程で認めました。これは、原告がバレーボール部員の証言を出したのです。県教育委員会も調査をしました。そして、体罰が明らかになって、裁判の中でこれを訂正するのです。体罰はなかったではなく、体罰を認めるという形になった。一審では、執拗な叱責や暴言は違法だと判断を下したということが裁判の経過でありましたけれども、特に5ページ目、6行目のところですけども、暴言、叱責によってバレーボール部員の生徒が不登校に陥った。家族は、その理由が全くわからなかったのです。しばらくして、実はバレーボール部の顧問から教官室に呼ばれて、激しい叱責や暴言を受けたということがわかって、その事実の究明を求めたのです。幾つか経過はあるのですけれども、6行目のところは、被害生徒からは顧問教諭による長時間にわたる叱責、罵倒、暴力等の証言があったが、被害生徒以外の4名の元部員の証言内容は体罰はなかったというものであった。実は、この証言の根拠がないのです。県教育委員会の調査で、同じ部員の生徒に聞いたとき、2人の生徒が体罰があったと認めました。被害者家族は、本当にそのときに4名の元部員の調査をやったのか、捏造ではないかと言っているのです。具体的なメモも何もないのです。

そういう意味でいくと、ここに被害者生徒以外の4名の体罰はなかったという証言で、校長は、調査はもうしないとなって、当時のバレーボール部員への必要な調査はしなかった。初動の大失敗です。そして、繰り返し調査を求めたことに対して校長は、もうこれ以上はしめませんと、調査拒否の回答を出した。だから、刑事告発をして、民事訴訟にいかざるを得なかった、これが盛岡第一高等学校事件です。しかし、それは民事訴訟の裁判の中で一つ一つ覆されて、違法判決になった。

この点で、被害生徒以外4名の元部員の体罰はなかったという証言は、どう検証されたのでしょうか。私自身もこの証言の根拠はなかったのではないか、捏造の可能性もあるのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 ただいま御質問いただいた部分ではありますが、再発防止「岩手モデル」策定委員会の理由の解明チームで、検証、確認をしたところではありますが、学校及び県教育委員会の組織としての対応について、当時在籍した職員から聴取などを行いまして、事実関係の確認を進めたところであります。

確認の結果、斉藤信委員から御指摘いただきましたとおり、再発防止「岩手モデル」に

において、前任校による被害生徒及び保護者からの訴えを受けてからの初動調査でございますとか、県教育委員会と学校と連携が不十分なものとなったこと、元部員からの聴取方法や聴取記録が不十分なものとなったことについて、不適切だったと総括したところであります。

なお、前任校におきまして、元バレーボール部員4名から元顧問教諭の部活動指導について聴取を行ったことにつきましては、民事訴訟において、判決の中で事実として認定されているところでありますし、県教育委員会としても事実と認識しているところであります。

○**斉藤信委員** 実は、この4名のうち2名は、学校から調査された記憶や事実はないと言っているのです。4名のうち2名は体罰があったと証言した部員です。二審の裁判では、私が文教委員会でも繰り返し取り上げた、当時のバレーボール部員の陳述書が出ました。これは被害者の後輩の陳述書です。壮絶で恒常的な暴力や暴言があったという陳述書です。そこから見ても、4名の証言が事実だったという回答ですか。違っているでしょう。県教育委員会も同じ部員に調査したでしょう。その部員2人は、学校から聞かれていないと言っている。何か根拠はありましたか。お答えください。

○**黒澤教育企画推進監兼サービス管理監** ただいま御指摘いただいた部分につきましては、当時の訴訟におきまして、県教育委員会からお示した資料の中で、4名の部員から県教育委員会において聞き取り調査した結果について、訴訟資料として添付している中においても、2名の部員は、学校における調査については覚えていないということをお話ししていたことも記載した上で、裁判所に提出させていただいております。

学校におきまして、御指摘いただいたような元部員からのしっかりした学校の調査の記録は確かにございませんでしたが、学校における調査に係る資料は、同じく訴訟において裁判所に県教育委員会から提出させていただいたところであります。そういった……

○**斉藤信委員** もういい。

○**上原康樹委員長** 最後までお話しください。

○**黒澤教育企画推進監兼サービス管理監** 裁判所における事実認定において、学校における調査はあったという事実認定をされているところも踏まえながら、県教育委員会としては学校の調査はあったものと認識しているところでございます。

○**斉藤信委員** 今の答弁は、県教育委員会の調査でも2名は学校の調査の記憶がないと言ったのでしょうか。だったら、学校が4名に調査して、体罰はなかったという事実が否定されているのではないですか。県教育委員会もそれは認識したわけでしょう。被害者家族がこだわっているのはここなのです。こういう隠蔽が許されているのか。今回のモデルの中は4名の証言というのはおかしいと読めるのです。ただ、わざわざ書いたところに私は少し問題があるのではないかと思います。

次に第2章のところで、前任校勤務時の暴言、暴力への学校と県教育委員会の対応というのが事件の原点だと思います。学校は必要な調査を拒否した、4名の元部員の証言の捏

造が明らかになったと思うけれども、裁判の一審で違法判決が下されたにもかかわらず、顧問教師は異動した不来方高等学校でバレーボール部の顧問を続けた。そして、一審判決の直後に、保健体育課や競技団体、こうした事件が起きたら顧問は部活動から外すという宣言が出された。これも無視されて、不来方高等学校でこの教師は顧問を継続するのです。私は学校の対応だけではなく、県教育委員会の対応が極めて不適切だったということが示されていると思うけれども、民事訴訟への対応、第一審、第二審とも有罪になった、暴力、暴言の事実や実態に背を向けてきたところに県教育委員会の最大の問題があるのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 訴訟対応の過程で明らかになった事実への対応についてであります。再発防止「岩手モデル」では、当時の県教育委員会の対応に関し、訴訟対応に終始し、いじめ事案調査や訴訟対応の過程で明らかになった暴力、暴言の情報等を踏まえて顧問を外すなどの対応について、学校に対する具体的な指示や情報共有を怠ったことについて、不適切であったと総括したところであります。

この総括結果を踏まえ、教職員等による不適切な指導が判明した際に迅速な対応を行うということで、今般、服務管理監を設置したところであります。今後、服務管理監を中心に、学校や県教育委員会事務局、関係室課と情報共有を図るとともに、迅速な事実確認を行い、適切に対応していきたいと考えております。

○斉藤信委員 一審判決を受けて、被害者家族が教育長、教育委員一人一人に徹底調査を求めました。これは、教育委員会議で議論になったのでしょうか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 被害者家族からの書簡が3回提出されておりまして、その取り扱いについて教育委員会内部でも議論されたところであります。その当時の判断といたしまして、訴訟が継続中だということもあり、まず訴訟の中で家族の御意向は公正中立な第三者による事実の究明という御要望でありましたが、裁判の中で事実が明らかになるものということで、裁判の対応に注力するという結論に至ったものと承知しております。

○斉藤信委員 二審までありましたけれども、一審判決は出ているわけです。二審はもっと厳しい判決になった。だから、あなた方も反省しているように、裁判の過程で明らかになった暴力、暴言、これについて県教育委員会は一回も正面からまともに立ち向かわず無視した。事件が起きた平成30年7月3日というのは二審の最中なのです。そして、陳述書が出された。私は、これが一番リアルな内容だったと思うけれども、後輩の部員の、バレーボール部で恒常的に大変厳しい叱責、暴言があったという陳述書というのは、自死事件が起こる数日前でした。あなた方は、今回のモデルにそういうことも書いている。しかし、それを無視したのです。

だから、私はそういう意味では、学校の責任はもっともだけれども、3回も直訴されながら、最後まで、事件が起こるまで県教育委員会自身がこれに正面から対応しようとしなかったのではないかな。これは教育長に聞きましょう。

○佐藤教育長 岩手モデルを策定する中で、理由の解明チームにおきまして、前任校事案まで遡り調査する過程の中で、学校のみならず県教育委員会にも不適切であったと言わざるを得ないような事実を確認したといういうことは、斉藤信委員から指摘があるとおりであります。

一方で、我々もこの岩手モデル策定を進めることと並行して、そこに教員、職員の非違行為がある場合、しっかり措置するということで、当該顧問は懲戒免職となりましたが、それ以外にも学校現場の管理監督者、それから県教育委員会内の担当者も措置、処分したということでありまして、過去の事例ではありますが、我々としてもしっかりと対応すべきところは対応してきたという認識でございます。

○斉藤信委員 県教育委員会、教育委員一人一人に3回直訴されているのです。県教育委員会、教育委員の対応も問われたのだというように、あわせてしっかりそのことも明らかにしてほしいし、陳述書の問題について、この場で何回か取り上げたけれども、あなた方は、改めて調査したけれども、その事実は確認できなかったという答弁をしたのです。陳述書の中身は、事実だと確認して書いたということでもいいですか。簡潔に、いいか悪いかだけ言ってください。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 陳述書を踏まえて調査し、懲戒処分を行う段階で、当時のバレーボール部員からも体罰、暴言の事実はあったことを確認いたしましたし、処分を行ったものでありますし、陳述書の内容については事実だと受け止めております。

○斉藤信委員 それは、認識が発展したのだと思うのです。私がこの委員会で取り上げたときには、県教育委員会の調査では、その事実は確認されなかったと言っていた。本当にそれは重大なことです。そういう委員会の記録がありますから、よく見てください。ただ、ここに書かれたことは、調査を踏まえてあなた方の認識が発展したのだと思います。

それで、12回の策定委員会が開かれましたが、10回目が終わって、7人の外部委員のうち5名の外部委員が連名で、調査検証委員会設置を求める要望書を10月31日付で教育長あてに提出しました。これは、岩手モデルはしっかりつくってもらいたい、しかし盛岡第一高等学校事件の検証は10回やったけれども県教育委員会内部の調査にとどまっているから十分解明されない、ということで、第三者の調査委員会設置を求める異例の要望書が出されました。これについて、県教育委員会はどうか対応しているか、要望された方々はどうかしているか示してください。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監 調査検証委員会設置を求める要望書の検討状況についてであります。要望書では、岩手モデルを早急に完成させることを大前提とした上で、盛岡第一高等学校事案についても、調査、検証は岩手モデルの策定から完全に独立させ、新たな調査検証委員会を立ち上げ、実施することが望ましいなどと述べられたところであります。この要望書も踏まえ、岩手モデル策定に注力するとともに、並行して要望書への対応について慎重に検討を行ってきました。

検討の結果、民事訴訟の過程において事実認定が行われているほか、県教育委員会としても、再発防止「岩手モデル」策定の過程において、当時の学校及び県教育委員会関係者に対し可能な限りの調査を行っており、当時の事実は相当程度明らかになっていること、事実関係の部分で見解等に相違がある部分について、被害生徒保護者様の御認識を再発防止「岩手モデル」の資料編に提示して整理していること、事案発生から相当期間が経過していることから、当時の関係者の記憶が定かでない状況であり、調査を第三者に委ねた場合においても新たな事実が明らかになることが期待できないと考えることから、県教育委員会としては調査検証委員会を設置しないこととし、先般5名の外部委員に対し回答したところであります。

○**斉藤信委員** 私は、7名の外部委員のうち5名がこの要望書を出したことに、大変重大な問題があると思います。

最後ですけれども、再発防止「岩手モデル」では、専門家による検証を行う。そして、再発防止「岩手モデル」策定委員会にかかわった専門家を選任することが適切だと思うのだけれども、いつ、どのように専門家を選任して、どのような検証サイクルで進めるのか示していただきたい。

○**黒澤教育企画推進監兼サービス管理監** 外部専門家の選任と点検の実施についてであります。学校及び県教育委員会における岩手モデルの推進状況や事案への対応状況等についての自己点検と外部専門家による点検等の具体的な方法については、外部専門家の選定も含め、現在検討を進めているところでございます。将来にわたって岩手モデルの実効性を維持することができるよう、継続的な点検と不断の見直しを行ってまいります。

○**小西和子委員** 概要の3ページ、今後の検討事項というところで、授業や部活動など校内の常時録音・録画ということが記載されております。このことについて、大変ゆゆしきことなので、県教育委員会の見解を求めたいと思います。

学校現場は、教職員と児童生徒の信頼関係で成り立っております。この案は、その信頼関係が全くないものと考え、行われることです。監視カメラをつけるという発想は、全く信頼関係がないというところから発していると受け止めてよろしいでしょうか。それが大変問題だと考えます。

あなたを信頼していませんというメッセージが学校中に張り巡らされて行う教育というのは何でしょうか。少なくとも私は教員であった時代、子供との信頼関係を築く、学級のこと、学校のこと、どの子も大事な子供、御家庭から預かった大事な子供だという思いで接してきましたし、我が子にやってほしくないことは学校の子供には絶対やらない。そういう気持ちで教育を進めてきたつもりでありましたので、この1行を見たときに驚きました。

監視されるのは、教職員だけではないわけです。生徒も監視されるわけです。生徒たちは、そんな環境の中で学びたいのでしょうか。大事なのは、子供の人権を尊重することです。本編のほうにも、46ページには、研修一覧の中に、子どもの権利条約やこども基本法

の内容を教職員等全員で理解し、児童生徒の人権尊重の観点から暴力・不適切な指導の根絶を図ると明記されております。本編の研修一覧のところでございます。これが非常に大事だと思うのです。何度もこの場では言いましたけれども、子どもの権利条約というものをベースにしてこども基本法が国でつくられました。ですから、憲法や子どもの権利条約、こども基本法といったことをきちんと教職員に研修を受けさせて、理解させていくことがまず大事だというように考えます。弁護士の中には、このことに非常に詳しい方がいらっしゃいます。校内で行う研修がありますので、各学校でそういう弁護士を招聘をして、まず、全教職員で共有していくということが大事ではないでしょうか。

私は、監視カメラの中で子供たちが学ぶなんてことは到底考えられない。信頼関係を築いていくことが大事だと思います。御見解を伺います。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 校内の常時録音、録画についてでございます。本編の54ページをお開きをいただきたいのですが、いずれこの常時録音・録画につきましては、再発防止「岩手モデル」策定委員会の過程で、一部の委員、あるいは被害生徒御家族、御遺族から、設置に向けて検討するよう意見が出されたところであります。その理由としましては、暴行、暴言があった場合に明確な証拠となって、迅速な事実関係が図られると、児童生徒を守ることにつながるという御意見からでありました。

一方、小西和子委員からお話がありましたとおり、常時見られている、発言も録られているという環境下であれば、生徒と先生との関係はもとより、生徒間の雑談など自由闊達な会話が阻害される懸念があることはそのとおりであります。

ただ、それを明確に、しないという結論には至りませんでしたので、検討事項ということで、国や他県など、今後の社会情勢を踏まえながら、導入するかしないかも含めて継続して検討していくことで、保留という扱いにさせていただくものであります。現時点で導入する、しないということを決めたものではございません。

○工藤大輔委員 これからの対応も含めて記述がされていますが、いずれこの岩手モデルの実効性はどうなのかということで、冒頭の質疑で教育長から、この内容の策定過程においてもそういった事案が発生していたということでしたが、報道されている以上に現場ではまだそういった事案があるのではないかという認識も持つところでもあります。

いい計画をつくったら、この実効性をどうやって持たせていくかということが大事であって、宣言書等についても、これは毎年出してもらうのか、数年に1回なのか。毎年出すことの意義もあると思いますけれども、毎年のルーチンのような形で、年度末など忙しい状況の中の紙1枚になり、名前を書いて提出すればいいというようなことではよくない。また研修においても、多くの先生方がさまざまな研修をされている中で、ただ受ければいいということであっても困る。スポーツ団体でも、インテグリティーについて、特に厳しく対応している団体もあれば、それほどでもない団体もある。

研修を学校単位でやるのか、例えばスポーツ団体とも兼ね合いながらやるのかどうか。先生だけでなく外部コーチと一体となって不適切な指導、部活だと思う事例を見たことが

あります。外部コーチにも何も言えないような、追随している、あるいは拍車をかけているような練習方法あるいは練習試合で見受けられる指導のあり方がまだまだあって、どう対応していくかというのは、県教育委員会や現場の先生方と課題を共有しながらやらなければいけないのですが、この運用に当たって、どのような形でやっていくか、お聞かせいただきます。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 実効性、運用の面、まさに我々もそれが課題だと思っています。

まず、宣言書であります。今年度は命日研修の中で、教職員向けに岩手モデルを解説する動画を作りまして、県立学校の先生は必ず見ることになっています。それを見て、岩手モデルに至った経緯や、どう目指していくかということを理解してもらった上で、宣言書を校長に出してもらうことにしています。この宣言書につきましては、来年以降、通常サイクルに入ったときには、期初、年度当初に校長先生と各職員が当該年度の目標を共有する期初面談を行うことになっていまして、その面談のときに出してもらうことにしています。

宣言書の内容は、二つ、あらかじめ記述があるのが、再発防止「岩手モデル」の理念と取り組みを理解して、生徒の人権を尊重した指導を行います。二つ目として、私は本校が掲げる不適切な指導の根絶に向けた宣言の下、同僚とチームで生徒の成長を支えますという目標のほかに、本県の未来を担う生徒の教育に携わる一人として、次のことを目標としますということで、二つ、みずからその宣言を書いてもらうことにしておりまして、それを含めて宣言として提出してもらいます。これは毎年してもらうことにしております。

それから、対象者の件、教職員等ということで、これは服務管理の扱いですので、会計年度任用職員や、そういう学校、県教育委員会なりの服務の関係がある方についてを教職員等として対象にしております。全くの外部のコーチの方、対象をどうするかということにつきましては、岩手モデルのことについては広くホームページ等で公開していますので、ごらんいただくということはあると思います。そのほか、部活動指導者研修とか、あとはそれぞれの競技団体等で行われる研修等、さまざまなものの中で、そういう不適切な指導、練習の過程でそういったことがないように取り組んでいかなければならないと思っています。岩手モデルも、つくって終わりではなく、取り組みの過程において新たな課題が見つかった場合は、とにかく毎年度見直しを図って、より実効性のあるものにしていきたいと思っておりますので、これからさまざま課題を確認をしながら、よりよいものにしていきたいと思っております。

○中村保健体育課総括課長 部活動指導員と部活動にかかわる指導者の研修についてですが、現在運動部活動指導者研修会は中学校も高校も対象になっております。いろいろな地域で研修会を行って、基本的には部活動にかかわる指導者を対象にしており、外部指導者も含まれておりますので、多方面から指導者について研修を行っているところであります。

○工藤大輔委員 わかりました。

また、不適切な指導をした場合の懲戒処分を受けた教員等に対して、誓約書を提出させて1年間の研修を実施するということですが、こういった事例が懲戒処分の対象になるのか、そこを確認させてください。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 地方公務員法で定められていますのは、懲戒免職、停職、減給、戒告であり、戒告以上が懲戒処分と認識しております。服務上の措置として、それ以外の訓告などがありますが、戒告以上の処分を受けた者、もちろん免職の方は処分されるわけではないですので、戒告から停職を受けた方が対象になると思っております。

○工藤大輔委員 もう一度わかりやすく、例えばこういった事案が戒告になるかというところをお願いします。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 事案の一つ一つを捉まえて、戒告が妥当か、減給処分を決定してしておりますので、一概にどういう事案が戒告ということは、なかなか申し上げにくいと思っております。申し訳ありません。

○工藤大輔委員 いろいろな事例があるかと思いますが、例えばこういう事例がそうでしたという程度の答えはできませんか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 本編の18ページに懲戒処分等の標準処分例を作っておりまして、児童生徒に対するわいせつ、セクハラ行為と体罰、不適切な言動について、標準的な処分の量定を示したものであります。わいせつですと、基本的に停職になります。体罰ですと、死亡させたり、後遺症が残るものは免職、児童生徒に傷害を負わせた場合は減給以上ということで規定しておりまして、そういったもの以外は戒告としていところでございます。不適切な言動についても、同様にそういった規定になっていますが、具体の戒告の例は今手元にありません。申し訳ありません。

昨年度体罰で戒告としたケースであります、小学校の教諭が、清掃中、ごみ捨て後に寄り道をした男子児童1名に対し、教室に戻ることを促す際、真後ろから両手で背中をはじくように強く押して、当該児童を転倒させたというものについて戒告としているところがあります。

あとは、同じく戒告であります、小学校教諭が、下校の準備時間中に、同校の廊下において、担任する5年生の男子児童1名、女子児童1名に対し、大きな声で話していたことを注意する際、右の平手で頭部を1回ずつたたいた。加えて、令和5年4月から5月までの間に、授業中に指示のとおり行動しなかった複数の児童に対し、ばかなどと複数回発言した教諭についても戒告としているところであります。

○工藤大輔委員 それらの行為を行った先生方が少なくとも戒告等の処分となり、その後1年間の研修を受講する。これは学校に出勤しながらの研修ですか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 必要に応じて総合教育センターに行って研修することもあります、基本的には学校の中での研修になります。

○**工藤大輔委員** わかりました。やはり、人権を大切にしながら進めていただきたいと思いますし、先生方、校長先生をはじめ学校の管理職の方々の管理能力が非常に大事だとも思いました。

思い出せば八、九年前に、ある中学校で、ある先生の行き過ぎた指導方法によって、一人の生徒が不登校になったのです。その先生は、自分は優秀な生徒をつくるけど、ついていけないやつはしょうがないという言い方を教室でしたりしながら、その対象者となった生徒が不登校になってしまった。その後、その先生はそれが問題になり、公になってきて、保護者間でも話題になりました。その先生が担当していた部活動を外され、今度は生徒がその部の部員から、先生が外れたのはおまえのお母さんがこのことをチクったからだというようなことを言われ、間違った認識が学校内あるいは教室内で発生した。その際、私も議会で質問したのですが、こういった先生方は、いきなりその学校で不適切な指導が始まったのではなくて、前任校など異動先ごとにその傾向の指導をしていたという説明があったのです。だから、前任校を含め、その先生がどういう先生で、どういうことに注意しながら次の異動先に行ってもらうかが大事ということも含めて、当時の担当の方は答弁されたのですが、結局同じようなことが今回まで続いて、十分な対応がされてこなかった。

先生方にとってみれば、教員生活数十年あるわけですが、生徒にとっては、例えば中学校3年間のうちの1年は非常に大きい。やはり1年の大きさ、1日の大きさをより認識していただいて、よりよい人材を育成していただきたいと思うところであります。

私立学校にも説明に行ったということのようですが、この岩手モデルあるいは岩手県で起こったこの事例を契機とし、私立学校に説明に行ったときの反応はどうだったのか。また、私立学校ではどのような対応を取っていくということを、聞いているとすれば、説明をしていただきたいと思います。

○**大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監** 事案を起こした教職員のその後の研修ということですが、34 ページに人事管理ということで、先ほど前任校、前々任校での状況がうまく把握されていなかったということ、今回のこの岩手モデルの発端のケースもそういうことが言えるかと思っています。例えば34 ページの(1)のウ、不適切な指導があった場合の状況、対応については、記録をしっかりと残していく、それを引き継いでいくとことを明記しております。

それから、部活で不適切な指導の疑いがあった場合には、明らかにそういった申出が不自然でない限りは、部活から外すということも明記しております。

そういったことで、あらぬ誤解がないように学校でもしっかりと説明をしていただきたいと思いますし、我々も必要に応じて保護者にも説明を行っていきたいと思っています。

また、やはり人権意識が最も重要だと思っています。この岩手モデルを契機に、これまでもやってきてはいるのですが、教職員一人一人が自分事として、自分の指導のあり方を

振り返ってもらうきっかけにし、もしも反省すべき点があるのであれば改善をしてもらうということを、このモデルの策定をきっかけに取り組んでいきたいと思っております。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 私立学校長への説明につきましては、さきに御説明いたしました、ことし6月11日の私立学校長の会議にて説明させていただきました。その中では、モデルに掲げる教職員等による暴力、暴言等の不適切な指導の根絶でありますとか、再発防止に向けたさまざまな取り組みの趣旨や考え方については、公私を問わず、公立であろうが、私立であろうが、共通する内容であるということでお伝えしたところであります。

こうした考え方に立ちまして、私立学校におかれましてもモデルの理解に努めていただくよう、教職員の指導を願うとともに、特にモデル第3章の再発防止に向けたさまざまな取り組みについては、研修資料等としての活用や教職員等へのサービス指導の際の参考とするなど、積極的な活用をお願いしたところであります。

反応としましては、厳粛に受け止めていただいております、その中で、今後こうしていくという具体的な話はその場では出ませんでした。

○工藤大輔委員 私立、公立関係なく、全ての学校の中でよりよい体制が取れるように連携をしながら、いろいろ情報提供しながら進めていただきたいと思います。

いずれこれら不適切事案を早期に発見し、事実確認をしっかりとできることが、事案を長引かせたり、大きくしたりしない要素だと思います。これまでにあった事例においても、保護者あるいはその対象者と問題が解決していない例も、まだ教育委員会で抱えているものもあると思います。その間に卒業し、その問題がより曖昧になったり、解決できないまままでいて、子供たちがなかなか社会で活躍できず、自分の居場所を見いだせないまま学校から巣立っていつてしまうことが今後はないような形、そして最悪の事態が発生しないような体制、これらについて深く認識して取り組んでいただきたいと思います。最後に、教育長にお伺いして終わります。

○佐藤教育長 まず、公立、私立を問わずということにつきまして、このモデル策定委員会には知事部局の学事振興課の課長も構成メンバーになっておりまして、そういう関係から私立学校の校長会議の場に参加させていただいて、御説明させていただいたという経緯がございます。これにつきましては岩手県の学びの場、小中高、公私問わず、この教訓を基にしっかりと対応していくことが必要だと思っておりますし、また教育現場で教師による暴力、暴言ということだけではなく、例えばいじめ問題などさまざまな案件がございます。やはり、初期対応が非常に大切だと考えておりますので、いち早く、そういう課題があった場合、あるいはありそうな疑いがある場合も含めて、しっかり組織的な対応をしていくが重要だということを我々としても学んでいるところでございます。工藤大輔委員から御発言があったとおり、公私問わずしっかりと対応に取り組んでいきたいと考えております。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 この際、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○古川予算財務課長 午前の斉藤信委員の請願審査に係ります御質問のうち、後ほど御回答させていただくとしました 2 件について、1 件目を私から御回答させていただきます。

OECD 発表の GDP に占める公的教育支出につきまして、2023 年に公表されました 2022 年データによりますと、日本は 3.0%で、37 か国中 36 位、下から 2 番目という順位でございまして、その前の年の 2019 年は 2.8%で、同じく 37 か国中 36 位というデータとなっております。

○佐々木学校施設課長 続きまして、市町村ごとの教材費の推移ということでありますけれども、大変申し訳ございません、把握していないところではあります、教材費につきましては文部科学省におきまして、学校教材の整備が安定的かつ計画的に実施できるよう義務教育諸学校における教材整備計画を策定しておりまして、この計画に基づきまして、令和 2 年度からの 10 年間は、全国に総額約 8,000 億円の地方財政措置が行われております。

地方交付税による一般財源のため、使途につきましては市町村の裁量によるべきものではありますが、県教育委員会といたしましては学校教材の整備につきまして、文部科学省からの通知に基づき、学習指導要領の円滑な実施と未来に向けた授業革新のため、安定的かつ計画的な教育環境整備の一層の推進に努めるよう、各市町村に対して通知をして周知を図っているところでございます。

○斉藤信委員 回答ありがとうございました。

OECD の平均は何%なのか。また、教材費が 8,000 億円という話がありましたが、これは国全体ですね。岩手県はどれくらいかわかりますか。

○古川予算財務課長 平均でございまして、2020 年データでは 4.3%でございまして、2019 年データでは 4.1%となっております。

○西川高校改革課長 それでは、令和 5 年度末に取りまとめました県立高等学校教育のあり方中間まとめについて御説明いたします。

お手元に中間まとめと、パワーポイントの資料がありますが、パワーポイントの資料を用いて御説明いたしますので、御準備をよろしくお願いいたします。

それではまず、1 ページ、中学校卒業予定者数ですけれども、左側の参考①の表にありますとおり、今後の中学校卒業予定者数の推移を表しており、平成 31 年度の 1 万 1,138 人に対して、令和 19 年度には 6,264 人、現状の 6 割程度となることが推計されております。

一方、地域別に見ますと、令和 19 年度には盛岡地区は 69.5、県北地区は 54.5 と、地域によって減少スピードに差がある状況となっております。

次に、2 ページに参ります。岩手の高等学校教育の基本的な考え方ですが、あり方検討会議では、高校教育の基本的な考え方として、持続可能な社会の創り手となる人材育成などの五つの柱を掲げたところであり、教育環境の構築や学校の配置に取り組むことを見据えながら、これまであり方検討会議の議題として各項目を検討してまいりました。以下、各項目を御説明いたします。

3 ページになります。高校の特色化、魅力化ですが、全県立高校が教育活動の指針となるスクール・ポリシーを策定し、それぞれの県立高校の特色、魅力ある学校づくりに取り組んでおり、今後においても継続が必要な事業と考えております。

次に、4 ページに参ります。普通高校ですが、普通科設置校 39 校のうち、1 学年 2 学級の小規模校が 20 校存在しております。

小規模校の教育の質の確保に向けた方策などの課題に向けた解決の方向性として、教育課程の編成、実施や教育活動の特色化、魅力化等に向けた取り組み、新たな学科やコースの設置、普通系専門学科は学科や学系の構成等について検討することとしております。

次に、5 ページ、専門高校ですが、1 学年 2 学級の小規模校が 10 校となっており、その中には定員充足率が低い学科もあります。

課題解決の方向性ですが、産業振興の方向性や地域が必要とする人材育成を見据えた学科編成や学びのあり方を検討することとしております。また、小規模校については、生徒数の減少等に対応するため、より広域での再編を検討することとしております。

次に、6 ページ、総合学科高校ですが、総合学科における最低規模としている 1 学年 3 学級規模の学校があり、入学者の減少により、各学科の系列維持が困難な学校もある現状となっております。

課題解決の方向性として、系列の見直しや学びのあり方などの検討や、小規模校においては、より広域での再編を視野に、専門高校や他学科との併置校への再編等を検討することとしております。

次に、7 ページ、定時制、通信制高校ですが、現状は多様なニーズに対応する役割を担い、学校不適應や中途退学者を受け入れるなど新たな意義が生じており、不登校生徒の増加に伴う役割の変化や全日制高校の再編整備の動きなども考慮した今後のあり方を検討することとしております。

次に、8 ページ、学校規模であります。現状は望ましい学校規模を 1 学年 4 から 6 学級、最低規模を 1 学年 2 学級としています。

中学校卒業予定者数の減などへの解決の方向性として、生徒の資質、能力の育成には生徒同士の切磋琢磨が必要と考えておりますことから、多様な学びの提供を図るには一定程度の学校規模を確保することが重要と考えており、学校の最低規模を 2 学級とし、学びの機会を保障するとともに、特例校の配置を検討することとしております。

次に、9 ページ、小規模校ですが、学習科目や部活動の選択肢が減少することに加え、教育上特別な支援を必要とする生徒への対応が増加している状況にあります。

解決の方向性ですが、小規模校の教育の充実に向け、ＩＣＴ機器を活用した遠隔教育や学校間連携などの導入について検討することとしております。

それから、10 ページ、地区割と学校配置について御説明いたします。現行の9ブロックは、学校配置を考える際の基本的な単位であり、各ブロック内で中学生が希望に応じて普通科、専門学科等を選択できるようにしたものとなっております。

課題は、交通網等を考慮した地区割の広域化が必要であり、また専門的な学びを確保するための全県での配置バランスの検討が必要であること。さらに、生徒数の減少により全日制高校の空き教室が増加する一方で、特別支援学校では教室不足が課題となっている地域がございます。

これらを踏まえ、県立高校の配置の地区割について、これまでの9ブロックから6地区とした上で、専門学科、総合学科については全県での配置バランスを考慮するため、より広域における再編を検討することとしてまいりました。

次に、11 ページ、通学区域については、説明は省略させていただきます。

12 ページ、通学に対する支援ですけれども、県立高校の統合を行う場合で、かつ通学が困難な場合に、地元自治体と連携した通学支援等のあり方について検討を行うこととしております。

13 ページの遠隔教育、学校間連携ですけれども、現状、遠隔授業については、花巻市にある総合教育センターから5校に対して配信しておりますが、今後少子化により小規模校が増えていくことから、遠隔教育の普及拡大は必要なものと考えております。

また、一定期間登校が困難な生徒に向けた教育のあり方についても、あわせて検討することとしております。

14 ページの教育上特別な支援を要する生徒等への対応ですが、現状では特別支援学級及び通級指導教室の卒業生の約3人に1人が全日制県立高校に進学しております。

解決の方向性として、高校と特別支援学校との連携を深めるなど、生徒への対応のあり方や、多様な生徒が共に学ぶインクルーシブな教育環境のあり方について検討することとしております。

次に、15 ページ、文部科学省が進める普通科対策ですけれども、本県においては県立大槌高等学校が令和6年度に地域探究科を設置したところであり、今後は大槌高等学校を検証しつつ、他校への展開を検討することとしております。

次に、16 ページ、全日制への単位制導入ですが、単位制の導入については令和7年度に県立南昌みらい高等学校と県立盛岡第三高等学校に導入を予定しており、国の教員加配を活用した教員配置の拡充によって、難関大学等や芸術などの専門性の高い学びを目指す生徒向けに教育の一層の充実を図ることとしております。

今後においても、指導体制の一層の充実を図るため、単位制の拡大について検討することとしております。

17 ページ、県政課題等に対応した人材育成の取り組みですけれども、課題に記載する解

決の方向性として、医学などの専門職を目指すコースなど、学力向上に資するとともに、特色あるコースの設置について、先ほど御説明した単位制導入とあわせて検討することとしております。

18 ページ、中高一貫教育について御説明いたします。現状、本県では連携型を県立葛巻高等学校と県立軽米高等学校、併設型を県立一関第一高等学校に設置し、中高一貫教育を行っており、一定の成果を上げております。

課題に記載する解決の方向性として、よりよい併設型中高一貫教育における教育課程や学級編制のあり方等について検討することとしております。

中間まとめの説明については以上となりますが、地区別懇談会での御意見等の中に、いって留学の記載を入れてはどうかとの御意見を受けておりますので、追加記載する方向で検討していることを御報告いたします。

今後は、令和6年度末の長期ビジョン策定に向け、有識者会議等を含め、慎重に検討を進めてまいります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの報告に関する質疑も含め、この際何かありませんか。

○岩崎友一委員 大きく二つお聞きします。

一つ目が本会議の一般質問でも神崎浩之議員が取り上げておりましたフッ化物洗口の推進についてであります。本会議では保健福祉部長が答弁されておりました。教育委員会も関係あると思うのですが、まず、このフッ化物洗口に対して、県内の実施状況、全国との比較も含めてどのようになっているのか。そして、かなり格差もあるようですが、その原因について県教育委員会としてどのように捉えているのか。2点お尋ねをします。

○中村保健体育課総括課長 まず、県内のフッ化物洗口の実施状況についてであります。県内の実施状況は、令和5年度において、小学校が一部の学校で実施している市町村を含め11市町村58校で県全体の21.6%、中学校については7市町村25校で県全体の17.2%となっております。

全国の実施状況との比較についてであります。平成30年度のデータとなりますが、厚生労働省が実施した調査によると、小学校の実施率は全国で25.1%、本県が17.1%、中学校の実施率については全国が10.9%、本県が12.8%となっております。

市町村ごとの格差の原因についてであります。地方公共団体の集団フッ化物洗口の実施に当たっては、厚生労働省のフッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方において、各地域における関係者との協議状況等を踏まえて実施することと示されており、具体的には歯科保健担当部局、教育担当部局等を含めた行政関係者や歯科医師会等の関係団体との合意形成、実施する学校の関係者に対する説明、フッ化物洗口対象者本人あるいは保護者に対する説明など手順を追うこととなっております。このことから、それぞれの市町村において取り組みの違いがあると認識しております。

○岩崎友一委員 市町村ごとの実施率は極端でありまして、100%かゼロ%か、中には一部の小学校だけやっているという市町村もありますが、基本的に100かゼロです。両極端だ

と思っていますが、この原因はどのように捉えていますでしょうか。

○中村保健体育課総括課長 実施している市町村については、ほとんどの学校で行われておりますが、やはりこの格差については、それぞれの関係団体との合意形成、それから学校関係者に対する説明、学校の理解、そして保護者の理解というところが一致して合致して初めて行われるものなので、この部分、3者での合意形成が図られていないというのが原因と捉えております。

○岩崎友一委員 わかりました。とても極端だと思っていまして、恐らく各市町村教育委員会の取り組みがかなり大きく実施率に反映されているのだろと思うのです。そこでお尋ねしたいことは、フッ化物洗口の実施率と子供たちの虫歯の本数の因果関係について、その有効性に対する県教育委員会、以前は保健福祉部長が厚生労働省の通知をそのまま答弁されておりましたが、県教育委員会としての見解、あわせてフッ化物洗口の安全性に対する県教育委員会の見解をお尋ねします。

○中村保健体育課総括課長 まず、フッ化物洗口の有効性等についてであります、イー歯トープ 8020 プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）（第2次）によると、令和2年度から4年度までの3年分集計の市町村別12歳児1人平均虫歯本数において、虫歯の本数が少ない5市町村のうち、フッ化物洗口を小学校で実施しているのが3市町村、未実施は2市町村となっております。

フッ化物洗口の有効性についてであります、厚生労働省が示すフッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方において、フッ化物洗口は特に4歳から14歳までの期間に実施することが虫歯予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されており、有効であると捉えております。

それから、フッ化物洗口の安全性に関することではありますが、文部科学省の令和5年1月の通知に示されておりますが、厚生労働省のフッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方において、フッ化物洗口の安全性について示されているところでございます。

フッ化物洗口を実施する際は、歯科医師、薬剤師等の指導の下、適切な方法で実施し、安全性を確保した上で実施することが必要だと考えております。また、保護者に安全性等について十分に情報提供を行い、保護者等の意向も確認した上で実施することが必要だと考えております。

○岩崎友一委員 今のは厚生労働省の通知等々のお話でありましたが、県教育委員会としても同じ認識ということでしょうか。

○中村保健体育課総括課長 文部科学省の通知の中の厚生労働省の通知にもあるのですが、教育委員会としてもそのように捉えております。

○岩崎友一委員 それならば、このフッ化物洗口をやることによって児童生徒の虫歯が少なくなるというのは、さまざまなデータが出ていますけれども、そのとおりだということですか。

〔「少なくはならない」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員　今は私が質問しています。

そういったデータは、私も見ております。一般質問では、神崎浩之議員が秋田県の事例を挙げていたところがございますけれども、令和３年度の岩手県定期健康診断集計になりますが、フッ化物洗口を実施していない野田村が１２歳児の１人平均虫歯数が４本を超えている。平均４本を超えているということは、もちろん虫歯がゼロ本の子供も、１０本くらいある子供もいるでしょうということになります。やはり有効性、安全性に対して県教育委員会としても認めているのであれば、推進していくべきだと思うのですが、これまでの県教育委員会の取り組みについて伺います。

○中村保健体育課総括課長　これまで県教育委員会といたしましては、国等の通知があれば各市町村教育委員会等に通知をしたところがございます。学校歯科医、学校薬剤師の指導の下、まずは適切な方法で安全性を確保した上で実施する。実施に当たっては、実施する施設等である学校の職員等を含む関係者間の合意形成を行い、実施するということを通知しております。

○岩崎友一委員　そういった通知をこれまでもしてきていながらも、なかなか各市町村で実施率が伸びていない現状についてどう思うのか。

また、改めてですけれども、でき得るならば、その合意さえ取れば全市町村でやってほしいということが県教育委員会の総意ということでもよろしいのかどうかもあわせて伺います。

○中村保健体育課総括課長　文部科学省の通知において、さまざまな合意形成を図る、学校教職員、学校職員には負担かけないようにという通知内容がございます。いずれ実施に当たっては、市町村の中での役割分担等を検討して、教職員の負担軽減に配慮して実施すべきと考えております。

○岩崎友一委員　県教育委員会としては推進してほしいのかどうか、推進していくべきと思っているのか。

○中村保健体育課総括課長　有効性はあると考えております。実施については、しっかり合意形成を行った上で、各市町村の判断で取り組んでいくべきと考えております。

○岩崎友一委員　各市町村ですけれども、県教育委員会としては、どんどん実施率を高めたいこうとしているのかどうか、わかりやすく回答をお願いします。

○中村保健体育課総括課長　県教育委員会といたしましては、フッ化物洗口は虫歯予防の有効な方法の一つだと認識しております。フッ化物洗口の実施率を上げることも必要ですが、引き続き学校歯科医の先生方の御指導により、児童生徒の歯及び口の健康づくりを進めていくところだと考えております。

○岩崎友一委員　県教育委員会の方針が曖昧で、推進すべきかどうかはつきりしないわけではありますが、先月、先々月、岩手県歯科医師会と岩手県議会議員との意見交換会がありました。その際、県の歯科医師会からも要望を頂戴しまして、私が見る限り参加した議員の中では、このフッ化物洗口を進めることに対して反対する議員はいなかったように見て

おります。有効性、安全性が確保されているわけであり、それによって虫歯の児童生徒が減るのであれば、積極的に推進をすべきであると思っています。

もちろん先生方がこれをやることによって、養護教諭や担任の先生が1時間半から2時間時間を要すると聞いております。しかし、県歯科医師会でも推進しているわけですから、例えば学校の歯科医師、薬剤師、あるいは郡、市にそれぞれ歯科医師会、薬剤師会等と、また市町村教育委員会とも連携を図りながら、ぜひ進めていくべきだと思っております、県教育委員会にはその旗振り役を担ってほしいと思っていますのです。

聞くとところによると、小さな村ですけれども、教育委員会の事務局の方がその液体を作って配分をするというところまでやっている教育委員会もあるようでして、学校の先生だけにではなく、地域ぐるみで推進できるような好事例を県教育委員会で取りまとめて、普及に向けて取り組んでいただきたいと思います。

そして、児童生徒の虫歯が減れば、それにこしたことはないし、小さいうちに虫歯をつくると大人になってもさまざまな病気になりやすいなどいろいろなデータもありますから、4歳から14歳までに特に大きな効果をもたらすとされているフッ化物洗口について、ぜひ県教育委員会が旗振り役になり、各市町村の実施率が上がるように取り組んでほしいと思いますが、教育長、いかがですか。

○佐藤教育長 フッ化物洗口の推進についてであります、先般の一般質問で野原企画理事兼保健福祉部長が、県では国の通知等を踏まえ、本年3月に策定したイー歯トープ8020プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）（第2次）において、児童生徒、保護者への説明と同意及び学校歯科医、学校薬剤師の指導の下、適切な方法で安全性を確保した上で、地域の実情に応じて進めること、実施に当たっては集団フッ化物洗口を実施する施設等には、これ学校も含んでおりますが、職員を含む関係者間の合意形成を行うことを記載しており、こうした考え方にに基づき取り組んでいくこととしているという答弁をされております。県のプランでございますので、県教育委員会としても考え方は一緒に、取り組んでいく必要があらうかと考えております。

○岩崎友一委員 そのとおりだと思うのですが、ぜひ実施率が高まるようにしっかりとお願いしたいと思ひますし、ゼロ%の市町村がどこまでやっているのか、例えば児童生徒、保護者への説明及び同意を取るところまでやっているのか、その辺の進捗管理も含めて、ぜひ県教育委員会にはリーダーシップを持ってやっていただきたいと思いますので、よろしくおひねいします。

次、二つ目が青少年の家と野外活動センターの施設整備について。言ひたいのはエアコンの設置です。3カ月ほど前に県民と県議会との意見交換会で、県立陸中海岸青少年の家に行ってきました。中学生以来で本当に懐かしかったのですが、何も変わっていないというか、子供たちの寝室にもエアコンがなく、これはさすがにまずいのではないかと思ひ、いろいろと県教育委員会に資料等をもらひました。県内には、県南、陸中海岸、県北と三つの青少年の家がありますが、いずれも建設から40年以上が経過し、施設の老朽化が進ん

でいるという話を聞きました。

陸中海岸青少年の家は建設から 47 年経過しているということでありまして、まずお尋ねしたいのが、これらはかなり老朽化してきていますが、今後の整備方針についてどのように考えているのか。また建物の耐震性は問題ないのかお伺いします。

○佐々木学校施設課長 青少年の家の今後の整備方針についてでございます。

まず、令和 5 年度の施設の利用者数から申し上げますけれども、県南、陸中海岸、スケート場を含めた県北青少年の家の合計で 8 万人を超える方に利用されておりまして、各施設の開所日数に対する利用している日数の割合にしますと、平均 87.5%と非常に高い数字になっております。

一方で、各施設とも、岩崎友一委員御指摘のとおり、昭和 50 年代に設置されておりますので、もう既に 40 年以上が経過しているということで、老朽化が進んできているという認識であります。学校施設の老朽化も進んできている状況でありますので、施設整備の需要が非常に増大していくと捉えておりまして、県教育委員会所管施設全体の整備計画の中で優先度を検討しながら、各施設の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○岩崎友一委員 学校もそうですし、先生の校舎も老朽化していることもわかるので、優先順位の問題があるかと思いますが、なぜこれを聞いたかということ、もしも今後の整備計画で、当面施設の建て替え等を含めた整備を予定していないのであれば、ぜひ早急にエアコンの設置をお願いしたいと思っております。エアコンの設置に関しては、三つの青少年の家だけではなく、令和 3 年に再建しました野外活動センターもエアコンがついていないということでもあります。

私の子供も 5 年生になると 1 泊で山田町にある陸中海岸青少年の家に行ってくるわけがありますけれども、建設当時と現在の気候が変わっている状況で、暑い時期にエアコンなしで寝ることは大変だと思うのです。山田町は、仮に浜風が入るとしてもとても暑いと思うのです。寝てる間に子供たちが熱中症になると、誰もいい思いをしないわけでありまして、当時と鑑みれば気候が変わり、かなり暑くなっていることを含めれば、ぜひエアコンの設置を早急をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木学校施設課長 済みません。エアコンについて答弁する前に、先ほど岩崎友一委員から耐震性のお話でしたが、3 施設とも耐震性はあるということになります。

改めましてエアコン設置についてでありますけれども、現在各施設ともエアコンは食堂、厨房、医務室に設置しておりまして、県北青少年の家はプラネタリウム室、野外活動センターは障がいのある方向けの和洋室と宿直室に設置しているという状況です。

岩崎友一委員御指摘のとおり、昨今の気温上昇によりまして、利用者アンケートでもエアコン設置要望の声が挙げられておりまして、猛暑時における利用者及び職員の健康管理の観点からも、その必要性は十分に認識しているところであります。

御案内のとおり、令和 3 年度までに県立学校の普通教室等にエアコンを設置した際は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しておりまして、まずは授

業等に支障がないように学校へのエアコンを優先して整備してきたところです。青少年の家、それから野外活動センターの宿泊室等にエアコンを設置する場合なのですが、受変電設備の改修も必要になってまいりまして、エアコンの設置費用に加えまして1カ所当たり、受変電設備の改修事業で約1,000万円程度かかることが見込まれております。したがって、財源の確保が大きな課題となっております。

先ほども申しましたとおり、今後県教育委員会所管施設全体の整備計画の中で優先度を検討しながら、エアコンの設置につきましても検討してまいりたいと考えております。

○岩崎友一委員 ぜひお願いします。私の子供の場合、初めての宿泊を伴う活動が青少年の家です。先ほど答弁されていましたが、利用率が非常に高い。令和5年度の県南青少年の家で99.4%の利用率ということで、かなり利用されているわけでありますので、本来の設置目的に寄与するように、そして子供たちの熱中症対策も含めて、この青少年の家がよりよい施設となりますように早急にエアコンの設置を強くお願いしまして、質問を終わりたいと思います。教育長、最後にいい答弁をお願いします。

○佐藤教育長 宿泊体験学習など、多くのお子さんに利用していただいております、本当にありがたい次第ではありますが、一方で熱中症ということで、我々も非常に心配でありまして、まず利用者に安全に利用していただくというのが我々の責任だと思っています。担当の課長から御答弁申し上げたとおりであるのですが、限られた予算の中で、我々としてもなるべく早くエアコンを設置していきたいと考えております。担当課ともさまざま相談しながら、何とか対応していければいいと申し上げて、御答弁とさせていただきたいと思います。

○小西和子委員 最初にフッ化物洗口について伺います。以前にも予算特別委員会の保健福祉部の審査のときにも質疑しておりますので、それを確かめるだけで、ここは短くいきたいと思います。

まず、フッ化物洗口には、集団とつくのです。集団で学校で行う。フッ化物洗口は家庭でもできるわけです。これは、保健福祉部の管轄になると思いますが、イー歯トープ8020プランのパブリックコメントで、圧倒的に集団フッ化物洗口に反対のコメントが寄せられました。ですけれども、全くそれは取り入れられずに更新されたということ。このことを御存じかどうかということだけでいいです。内容については一々言いません。

それから、二つ目です。養護教諭の皆様方は、歯磨き指導で岩手県の子供たちの齲歯が減ったということに大変誇りを持っております。薬物を使ってではなく、みずから歯磨きを習慣にすることで、自分の歯を守りましょうということで進めております。

そこまでフッ化物洗口と言うのであれば、溶液が売っていますから家庭でもできます。それを広報することだってできるわけです。

先ほど答弁があったように、教職員の働き方は、とんでもなくひどいです。時間外労働が月平均100時間を超えるという先生方が大勢いる中で、本来であれば教育の場であって、医療の場ではないので、そういうものを入れることはいかなるものかと保健福祉部の部局別審査のときに私も質問したものです。

それから、一番大きい問題は、事故の責任を誰が取るのか。全国的に見ると、子供たちは間違っただけで飲むのです。支援を要する子供たちも増えてきていますので、そういう事故を想定していなければならない。その事故の責任を誰が取るのか。それから、合意形成で実施ということを保健福祉部長も教育長も答弁されました。合意形成で実施とありますが、今まで導入している学校で、合意形成で導入されたところはありません。校長会や養護教員部が反対しても、首長の鶴の一声で導入された市町村が幾つもあるのです。

なぜこんなにも歯科医師会はフッ化物洗口にこだわるのかと不思議に思い、数年前にインターネットで調べたところ、全国の歯科医師会のフッ化物洗口実施率が一覧で出てきて、それで競争しているのです。そういうことで一生懸命やっているのではないかと思います。

そこでお聞きしたいのは、職員の負担軽減の観点でもう一度教育長からお伺いしたいと思いますし、事故の責任を誰が取るのか、合意形成は必要であるのかという確認、この3点を御質問したいと思います。

○佐藤教育長 フッ化物洗口につきましては、我々としましても、厚生労働省、文部科学省から通知が出ておりまして、県としても一定のさまざまな御意見が届いた中でイー歯トープ 8020 プランが策定されたということは、小西和子委員からお話があったとおりでと思います。

そういう中で、やはりポイントは合意形成の上で進めていくということに尽きると思いますし、通知等、関係書面を見ますと、一定の安全性は確保されているということの説明がなされております。我々としては、教職員の働き方はもちろん重要で、我々もしっかり進めてまいりたいと思いますが、一方で子供の健康管理も大切なことであると認識しておりますので、学校職員を含む関係者間での丁寧な説明、理解、合意形成を図ることを前提に、県としてのこのプランを進めていく必要があらうかと考えている次第です。

○小西和子委員 合意形成が必要であるということであります。

それでは、図書館司書教諭の配置についてお伺いいたします。図書館の最大の機能である、利用者の学習、研究、調査を目的として、必要な情報、資料などを求めた際に、情報や資料を検索、提供、回答するレファレンスサービスの対応には、図書館の知識や資格を持った図書館司書教諭が必要です。

そこで、お伺いいたします。2020 年 5 月 1 日現在の岩手県の司書教諭配置状況は、小学校では 11 学級以下の学校は 2 人で 1.0%、これは全国最下位でした。中学校では 3 人で 2.8%、全国でワーストフォー。学校司書は、小学校 31.3%、これは全国でワーストセブン、中学校 24.8%、全国でワーストフォー、高校は 18.8%で、全国でワーストファイブでした。今示した項目だけで結構ですので、直近の配置状況を伺います。あわせて、障がい者雇用枠、それから資格の有無についても伺います。

レファレンスサービスの提供には、学校司書資格者の配置が不可欠です。総合的な探究の時間やスーパーサイエンススクール、いわての高校魅力化グランドデザインの充実、図書館利用促進のためにも、子供たちの豊かな学びを保障する専任司書教諭、学校司書資格

者の配置が必要です。県教育委員会の見解を伺います。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 私からは、司書教諭等の配置状況について答弁させていただきます。

令和6年度の司書教諭の配置状況であります。配置が義務づけられておりません11学級以下の小学校においては76校、中学校は27校、高等学校では34課程になっております。

次に、今年度の学校司書の配置状況であります。県教育委員会が行った調査では、公立の小学校は265校中158校の配置で、配置率は59.6%、公立中学校は143校中80校の配置で、配置率は55.9%、義務教育諸学校は1校中1校の配置で100%、公立高等学校は63校中13校の配置で、配置率は20.6%となっております。

また、県立学校の学校司書のうち、障がい者雇用促進対策事業を活用して配置している職員は12名であります。司書等の資格を有している職員はいないという状況です。

○駒込県立学校人事課長兼服務管理監 それでは続けて、専任司書教諭及び学校司書資格者の配置についてであります。まず司書教諭につきましては、高等学校において配置が義務づけられていない11学級以下の学校においても広く配置を進めるため、有資格者の養成に取り組んできたところです。令和元年度から令和5年度までに新たに57名を養成しております。その上で、専任司書教諭については、各校の事情や意向等を丁寧に聞き取りながら検討していくことが必要と考えております。

学校司書の有資格者の配置につきましては、法令等において特に定められていないものであり、現在は司書等の資格を有する学校司書は配置しておりません。有資格者が極めて少ないという現実もあり、文部科学省が示している学校図書館ガイドラインの内容を踏まえながら、当面は各種研修等への参加を促すとともに、有資格者の採用についても検討してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 幾らか割合が上がったということですね。全体の答弁でしたので、わからなかった。

二つ目、産育休の前倒し配置について伺います。小中学校教員にかかわる子育て支援として、2023年度は産前休暇の代替者について、年度当初から配置を行う前倒し配置が実現し、4月に1学期中に産前休暇に入る対象者28人に対して26人の代替者の前倒し配置が実施されました。

しかし、今年度は前倒し配置がされていないという声があちこちから聞こえています。2024年度の年度初めには、本来何人の前倒し配置が必要だったのでしょうか。そのうち何人が年度初めから実際に配置されたのか。また、現時点でその状況が改善されているのかもあわせて伺います。

続けます。2023年度の男性の育休取得の状況を伺います。また、男性の育休取得者に対する代替者の配置状況や前倒し配置について伺います。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 男性職員の育休の取得状況について御答弁申し上げます。

令和5年度の県教育委員会における男性教職員の育児休業取得状況であります。県立学校は17人が取得をし、取得率35.4%で前年度から16.4ポイントの増、小中学校においては16人が取得し、取得率18.8%で前年度から11.0ポイントの増、県教育委員会全体では前年度実績の13.5%から13.1ポイント増の26.6%となったところであります。

一方で、女性活躍推進のための特定事業主行動計画や子育て応援プランにおいて、今年度新たに定めました男性教職員の育児休業取得率の数値目標50%とはまだ開きがありますことから、目標の達成に向けまして、引き続き男性教職員の育児休業、育休取得促進に向けた取り組みを推進するとともに、育休を取得しやすい環境づくりも進めまして、育休を取得することが当たり前となるような職場風土を醸成してまいりたいと考えております。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 令和6年度、今年度当初の育休代替の前倒し配置についてであります。年度当初は教諭は18名、養護教諭は3名、栄養教諭1名の計22名の前倒し配置の対象者がおりました。そのうち配置になっているのは、教諭が12名、養護教諭1名、栄養教育1名、計14名に対して前倒し配置を行っております。

また、直近の6月1日時点におきましては、追加で前倒し配置するには至っておりませんが、引き続き代替者の確保に向けて取り組んでいるところであります。

続けて、昨年度の男性の育休取得者に対する代替者の配置状況や前倒し配置についてありますが、昨年度小中学校において育児休業を取得した男性職員は16名おり、そのうち5名に対して育休代替者を配置いたしました。県立学校においては、12名の育休代替者に対し5名の代替者を配置いたしました。ただし、小中学校、県立学校いずれについても、男性育休者に対する前倒し配置はありませんでした。男性教職員の場合、育児休業の取得期間が短いケースが多く、短期間の任用を了承する代替者の確保が大変困難であるため、配置が実現できていないケースが多い状況にありますが、引き続き代替者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 取得割合がとてもアップしたと思っております。目指せ県職員78.8%、警察100%でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、学校現場で欠員を出さないための対処について伺います。今年度も、年度初めから本来配置される人数の教職員が配置されていない学校があります。欠員状態となっていることは、例えば10人で行うべき仕事を9人や8人で行っているということであり、現場は本当に逼迫しています。担任がいないままの学校もあり、校内で副校長や担任外が何とかして対応している状況だと聞いています。授業以外の仕事も従来どおり行わなければならないため、1人当たりのキャパシティは完全にオーバーしており、緊急事態と言わざるを得ない状況となっております。

そんな中でも、各学校では、例年どおり校内研究や学校公開に向けた準備が行われています。まずは、子供に向き合う時間を確保するほうが優先ではないでしょうか。頂戴した資料でいいますと、2024年5月1日時点の教職員の欠員は、小学校12人、中学校5人、高校2人、特別支援学校2人でした。

そこで伺います。年度初めから本来配置されるべき全ての教職員の欠員を校種別に伺います。

○佐藤小中学校人事課長兼服務管理監 令和6年4月1日時点における欠員状況についてありますが、小学校では13名、中学校では7名、高等学校では2名、そして特別支援学校では1名が未配置の状況でありました。引き続き欠員解消に向けて、講師等の確保に努めてまいります。

○小西和子委員 それは少ないですね。講師も含めてということでしたが、これは後ほど伺いしたいと思います。

人が見つからないから配置できないという話も聞こえていますが、本当にそれでよいのでしょうか。学級担任がいない、教科担任がいないということは、子供たちが教育を受ける権利が守られていないということになり、憲法に反する状況だと言えます。早急に代替者を確保するようにしなければなりません。

そこで伺います。子供たちの教育を受ける権利を保障するためにも、代替者を配置するまで、緊急的、臨時的措置として指導主事を配置すべきと考えます。県教育委員会の見解を伺います。

○佐藤小中学校人事課長兼服務管理監 代替者を配置するまでの間、臨時的に指導主事を配置すべきとの御意見についてありますが、臨時的に指導主事が学校を支援したというケースとしまして、コロナ禍において教職員が多数罹患したことにより、授業に支障が出ないようにするため、一時的に学校に実際に派遣したり、あるいは産育休補充者が見つからず、指導主事を派遣して授業を複数回行ったりして、学校を支援したという状況を把握しております。

一方で、指導主事が本来担う業務も多岐にわたるものでありますので、欠員が生じた都度、指導主事を学校に派遣することは難しいとも認識しております。授業の実施や学校運営に支障が生じないように、引き続き早急な欠員解消に努めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 今年度に入っても、どこかの学校で指導主事が1度入ったそうです。でも、2日で帰ったそうです。現場が逼迫しているから、指導主事を派遣しますという答弁を前にもいただいていたので、よろしくお願いいたします。

最後に、スクールサポートスタッフの配置状況について伺います。文部科学省は、教員の事務作業などを支援するスクールサポートスタッフの人件費補助を2023年度の約1万3,000人分から2024年度は2万8,000人超分に倍増させる方針を予算化しました。つまり全国の全ての小中学校に支援員を1人ずつ必ず配置するという予算が組まれたのです。しかし、現在、岩手県内の小中学校における配置予定は42人。これは県内の市町村立小中学校の教職員411人の1割にしかありません。

そこで伺います。岩手県内の小中学校における配置予定者は、確実に学校現場に配置されているのでしょうか。勤務時間は何時間でしょうか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 小中学校におきますスクールサポートスタッフの配置状況、勤務時間についてであります。

今年度は、小中学校、特別支援学校合わせて 45 人分の予算を確保しているところでございまして、現時点において小中学校に 42 人、特別支援学校に 3 人の 45 人を配置しており、全て配置済みということで確認しております。

また、勤務時間ではありますが、年間 800 時間としております。配置校において勤務日を決めることとしておりますが、1 日 4 時間、年間 200 日程度の勤務を想定しております。

○小西和子委員 4 時間は短いです。担任は、特に小学校で多くの場合、子供たちが在校中はほとんど教室から離れることができない状況です。つまりスクールサポートスタッフに依頼したい業務があったとしても、子供たちが下校した後には声をかけられないでいる。つまりスクールサポートスタッフが 6 時間勤務していなければ、教職員が本当に必要な支援にはならないということも考えられます。

次に、スクールサポートスタッフの増員について、その方針と本気度について伺います。東北地方の他県の状況について見ますと、山形県では小中学校と支援学校を含めた 324 校中、8 割に当たる 263 校に配置。福島県では 574 校全校への配置を決めております。4 月 8 日現在では 410 校に配置済みで、今後早急に全校配置を進めるとのことです。

岩手県について言えば、本来であれば文部科学省が明言したとおり、411 校に 411 人を配置できるだけの予算措置がされていますが、42 人の配置にとどまっています。予算措置されているのですから、他県のように 2 学期以降に増員するのか伺います。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 スクールサポートスタッフの年度内の増員ということではありますが、国が令和 6 年度予算で全ての公立小中学校に配置する予算を確保したということは承知しております。一方で、補助事業におきます国の負担割合は 3 分の 1 ということで、残りの 3 分の 2 は県負担となりますことから、増員に伴いまして県の一般財源の負担が増すことが課題でございまして、これまでも政府予算提言・要望や全国知事会を通じて、必要な財源措置を講ずるとともに、都道府県の財政負担の軽減を図られるよう要望しているところでございます。引き続き、国の補助事業を最大限活用し、また国に対して必要な財源措置を要望しながら、適正配置に取り組んでまいりたいと思っております。

○小西和子委員 私が聞いたところによりますと、国から税源移譲があつて、自治体の財政がゆがまないようにきちんと措置をしているということでもあります。他県では 100% 配置していると聞いておりますので、後ほど質問したいと思います。

配置人数をさらに増とするのであれば、2023 年度末は定年引上げとなり、退職者がいないはずでしたが、60 歳を機に退職を決めた教員が 104 人います。中には短時間勤務の希望がかなわず、やむを得ず退職を選択した方もいますので、勤務時間が 6 時間のスクールサポートスタッフならば引き受けてくれる元教員がいるはずです。こういった働きかけは行っているのでしょうか。まとめて答弁をいただけたらと思います。

教職員の働き方を改善し、時間外在校等時間をなくすためには、業務の削減と人員増が不可欠です。決めたはずの前倒し配置もできませんでした。代替補充もままなりません。特に沿岸部は年度末まで人員の補充が入らないところが多かったです。さらに、スクールサポートスタッフの配置も、他県は100%に近いのに、岩手県はたったの1割。これでは学校現場は成り立ちません。子供の教育を受ける権利が保障されていない緊急状態となっているのですから、県として人員の配置を責任を持って行うべきです。

服務については市町村教委員会が担当しているわけですが、市町村教委員会に任せきりになっているのでは、任命権者としての責任を果たすことができないのではないのでしょうか。定年前に辞めざるを得ない職場、採用され、数年のうちに退職していく若い教職員、さらに多忙を極める学校現場で心身の不調を訴え、病休に入らざるを得ない状況、挙げれば切りがありません。部活動の地域移行は進んでいるのでしょうか。学校公開や授業研究会など、さまざまな業務に時間を割かれ、日常の授業準備ができないと学校現場から悲鳴が上がっております。教育長に県教育委員会の見解をお願いいたします。

○佐藤小中学校人事課長兼服務管理監 退職教員への働きかけについて、スクールサポートスタッフに限らず、すこやかサポート、学校生活サポート等の非常勤職員や定年前再任用短時間勤務等の働き方を希望する方が一定数おりまして、教諭等を退職した後の勤務希望者に対しては、多様な働き方についてそれぞれ紹介しております。

なお、令和6年度においては、小中学校のスクールサポートスタッフ42名中9名が元教員であり、このほか小学校の少人数指導を支援するすこやかサポート、いじめ、不登校等に対応する学校生活サポートについて、それぞれ30名を配置していますが、うち各14名が元教諭等を任用している状況であります。この中には、令和5年度末に退職した方や、再任用勤務の満期を迎えた方々もおられます。引き続き退職後も得意分野を生かして、またさまざまな働き方ができるように丁寧な説明をして、貴重な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤教育長 教員の負担軽減ということでございます。本年2月に岩手県教職員働き方改革プランを改定いたしまして、これと足並みをそろえた市町村教育委員会の働き方改革プランは、ようやく33市町村全部が出そろいました。これに基づきまして、しっかりと教員の働き方改革を進めていく。その手段の一つとして、まず教員の確保が最も必要なことだと思います。それについては、国の定数加配などを最大限活用しながらも、新たな定数改善計画を国につくってほしいとしっかり要望してまいりますし、スクールサポートスタッフが少ないという御指摘を頂戴しております。これも、都道府県の財政負担の軽減をしてほしいということを要望しております。

我々としてできるもので、今年度、県内統一の統合型校務支援システムを導入し、ことし4月1日付で11市町村に導入していただきました。3年かけて全市町村に導入することによりまして、小中学校の教員が市町村を越えて異動しても、同じ仕組みで事務等ができるということになります。それから、スクールロイヤー等を配置して、さまざまな法的な

対応が必要なものに早い段階で専門家に入っていただくこと。さまざまな取り組みをしながら、教職員のウェルビーイングの確保ということで、市町村教育委員会と一体となって、岩手県の教育現場の環境がよくなるように支援してまいりたいと思います。

○小西和子委員 働き方改革プランを33市町村で策定したことは大きなことだと思います。ただ、例えば福島県では、市町村の働き方改革についても、県でまとめて面倒を見ますというようなことが明文化されております。市町村は市町村と考えずに、岩手県全体として、このウェルビーイングが絵に描いた餅にならないようにしっかりとしていただきたいですし、岩手県の最大の課題である人口減少にも、教育はとても影響を与えたいと思います。自分が受けた教育と同じような教育を受けさせたいと思えば、岩手に戻ってくると思います。ところが、人が少なかった、先生はいつも忙しそうで、相談する時間もなかった、これでは戻ってこないと思う。もっといい教育に力を入れている県に流出してしまうのではないかと心配しているところです。働き方改革について、県教育委員会の本気度をこれからも示していただきたいということを要望して終わります。

○飯澤匡委員 先ほど説明いただいた、これからの県立高校のあり方について、2点ばかり伺います。

私が常々問題意識を持っているのは、総合学科についてです。これからの課題にも書いてありましたが、総合学科が地元経済界とどの程度密接にかかわっていくのか。本当に地元の経済界が欲している人材をつくっているのかどうか、常々問題意識を持っております。総合学科が始まってかなりの年数がたっていますが、総合学科設置に対する検証作業はどうなっているのか。

資料にも記載されているとおり、確かに学生にとっては選択しやすい科目を取るということで、その通りだけれども、必要な知識が、高等学校で学ぶべきものが本当に学習として成立しているのかという点について、少し疑問が残ります。この検証作業について、県教育委員会はどうのような意識を持って、それに基づいた計画になっているのか。その点について伺いたいと思います。

○西川高校改革課長 総合学科のあり方について御意見がありました。総合学科におきましては、その特徴である多様な学びの選択を可能とするためには、教職員の配置等を考え合わせると、原則として3学級以上の学級規模は確保したいところと考えております。現在小規模な総合学科校については、入学者の確保に課題がある高校もあり、今後一層入学者数の減少が続き、3学級の維持が困難となる場合には、総合学科の見直しも視野に今後のあり方について検討していく必要があると認識しています。

また、総合学科の見直しにつきましても、できる限り今の総合学科の系列を維持しつつ、生徒が学びやすい、選択しやすいような学科を選択できる学科編成になるように努めたいと考えております。

○飯澤匡委員 今言及された系列とは具体的にどういうことですか。どこの学校がどういう学びを中心にやっているのかを改めて示してください。

○西川高校改革課長 具体的に申しますと、例えば県立一関第二高等学校であれば、系列として人文、自然、福祉、環境・生活、ビジネスなどの5系列、それから県立岩谷堂高等学校であれば、生活・福祉、生物生産、産業工学、流通情報、人文科学、自然科学といったものが系列というものを指しております。

○飯澤匡委員 今聞いても、大学でも学んでいいような系列になっているかどうかあまり理解できないのだけれども、いずれお話があったように、生徒数が少なくなった上に選択科目を取捨できる範囲は物すごく狭くなってくるわけです。総合学科だけ自由に学べる学科を多くする、その教職員を多くするわけにはいかないのだから、これは大変な作業だと思います。

だから、総合学科に対する基本的な考え方をしっかりしておかないと、ずるずると、ただただ生徒が減少し、学ぶものの選択肢が少なくなって、何を学んでいるのかわからない状況になるのではないかと思いますし、どういう生徒をつくるのかという点においては、いささか学校としての目標の輪郭が非常にぼやけているのではないかと思います。きょうは中間まとめだから要望にとどめて、学校関係者だけではなく、地域の方々が欲している人材のニーズに本当に合致しているのか、このことについてはしっかり聞き取りしていただきたいと思います。

それから、先ほど冒頭にお話があったように、13年後には生徒数が3分の2になるわけです。これは大変なことだと思います。教職員の働き方改革等のお話がありましたが、それも大事ですけれども、将来に向けて、これをどうやっていくのかは県教育委員会の大変な作業ではないかと思います。

あわせて、最近は保護者の考え方も変わってきているし、高校に進学する生徒の考え方も変わっているのです。私の地元の例を言うと、地元の高校への進学を地元の中学校の先生は推奨しないのです。これはマイナススパイラルに入ってしまった、はっきり言うと県立大東高等学校は生徒が少ないから部活動が少ないし、何かと不便なので、県立千厩高等学校や一関第二高等学校に行きなさい。コロナ禍によって、なかなか私たちも校長先生とコミュニケーションが図れない状況にあったので、そういう大変な状況となっているそうです。

あわせて、今は親ではなく、子供が自分で進学先を決めますから、電車通学をやりたいから一関市内の高等学校に行きたいとか、そのような単純な理由で高校を決めるケースもあるわけです。こういう計画を立てて、指針を決めたと言いますが皆さんは言うけれども、現場で学校を選択する人たちが全く別の観点で学校を選ぶわけですから、この作業についてもかなり難しいことを決めていかなければならないのではないかと思います。

私自身、今はアイデアはないのだけれども、せめて地域と密着し、話合いを通じてほしい。きょう言っていて気づいたけれども、地元の中学校と高校が話合いをしていないのです。ことし、大東高等学校の入学式に久しぶりに行って、同窓会の会長とも話したけれども、やはり同窓会としてもしっかり地域の中学校を歩いてこちらからも活動しなければな

らないという話をしました。

人口が減少するという事は、学校の存立を含めて大変厳しい状況になっていくわけですから、その厳しい状況は肌感覚では分かっているけど、きょうの数字を見て、しっかりとの方針を考えていけば、総合学科はこうだから現状のままでいいということにならないと思うのです。そこをしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、相も変わらず学校のマネジメントは校長先生がやっているわけです。こうした計画を立てても、結局は校長先生が替われば校風もやり方も全部変わる。私は岩手県議会議員になって、そういう例をずっと見ていました。そういうやり方に対して、県教育委員会は学校としてどういう存立、特色をつけていくかというのは、かなり大きな問題で、これをこのままやっていけば、県教育委員会のマネジメントも必要だと思うわけですが、この点についてだけ教育長にお伺いしたいと思います。

○佐藤教育長 校長が替わるたびに方針が変わるのではないかという点につきましてであります。学校経営の要、学校長が持つ権限というのは大きなものがありますので、手腕を振るっていただくというのは大事なことだと思うのですが、一方で県教育委員会はグランドデザインを3年前に示し、それに基づいて各学校はスクールポリシーというものを決めております。これは、校長が替わるたびに変わるというものではなく、我が校はこういう形でいくということを示していただいておりますので、そういったものを大事にしながら学校運営に当たっていただくということと、ふだんから県教育委員会と学校長との意見交換をもっと密接に、さまざまなマネジメント、不祥事等も含めてであります、そういったことはしっかりとっていく必要があらうかと考えております。

○飯澤匡委員 やはり時代が変わって、意識が変わってきています。我々が子供の頃は生徒が1学年 260 名でしたから、悪いけれども、適当な先生もいたのです。でも、数に紛れて、あまり目立たなかったのです。いい先生もいたし、私も生涯、いいことを教えてもらったと感じる高校の先生もいます。その人がいたおかげで私は社会人になって非常に助かったと、1人でもいたらよかったと思うわけです。そういう意味においては、学校の生徒数が少なくなるということは、悪い先生も目立つということ。そういうことをしっかりと考えていかないといけないと思います。いい校長先生ももちろんいらっしゃいます。熱量があって、子供たち、生徒たちと接触して、地域とも接触するいい先生もいるけれども、片やそうでもない方がいらっしゃいます。きょうお話を聞きましたので、その辺は地域の方々と懇談を図って前に進めるように、私もいろいろなことを考えて行動していきたいと思えます。

生徒数の減少に係る問題とも関連しますが、今の県行政については、かなりお金が足りない。総務部長が競馬組合へ行って、今年はいくら出せるのかと言うぐらいのところまで陥っているわけです。これから学校施設の管理、それから施設の更新は、今まで起債を通じてやってきたわけですが、それ自体もかなり厳しい状況になるのではないかと思います。もちろん学校数も減っていくから、そうならない部分もあるのですけれども、全体的な教

育行政としての教育施設のアセットマネジメントについて、これから10年先の方針をどう描いてやっていくつもりなのか、少し大きな話になりますけれども、それについてお尋ねしたいと思います。

○佐々木学校施設課長 教育施設の長期的な施設整備についてでございますけれども、岩手県教育施設総合管理計画の岩手県立学校等個別施設計画や岩手県社会教育施設等個別施設計画に基づきまして、長期的な視点を持ちまして更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行っていくこととしております。

具体的な施設整備に当たりましては、新たな県立高等学校再編計画や岩手県立特別支援学校整備計画との整合を図りながら、優先度を検討し、安全、安心な教育環境の整備に努めているところです。

飯澤匡委員御指摘の財源でございますけれども、確かに非常に厳しい状況であります、国庫補助金や交付税措置される有利な起債等を活用することとしておりまして、例えば二戸地区の特別支援学校の整備を今進めておりますが、文部科学省の負担金や交付金を活用しますし、あとは現在整備を進めております不来方高等学校の大規模改修工事については環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を、あるいは体育館の新設につきましても元利償還金の30%から50%が交付税措置される脱炭素化推進事業債を活用して、財源確保に努めているところでございます。

今後におきましても、使えるものはなるべく使うようにし、有利な起債を探しながら、引き続き財政部局と協議を進めるとともに、国に対しても施設整備の財政支援措置の要望をしておりますので、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 10年前だったらそういう答えでも納得するのでしょうかけれども、いかにせん生徒数、人口が減っていきます。行政需要に対するお金が足りなくなる。目の前のものはそのとおりになっているかもしれませんが、この先どうなるかということもしっかり視野に入れて考えていかなければならないのではないかと思います。

実体経済の中で私自身もその部分は苦勞していますし、先が見通せないというのはそのとおりなのですが、教育は百年の計とも言われて、岩手県で人材をどうつくるかということは大変重要な課題だと思っていますので、そこに関しては綿密に考えていただきたい。お金が足りなかったからできませんでしたということになっては、岩手県はおくれているというような印象を持たれます。県境地域に住んでいる生徒は隣県に進学や就職をするチャンスもあるわけですから、しっかりやっていただきたいと思います。

それから、関連して具体的にお伺いしますが、一関工業高等学校と水沢工業高等学校の統合について、計画どおりに進んでいるのでしょうか。

新設の学校でとんでもないお金がかかるわけですが、今の時点で、事業計画に沿った建設財源をしっかりと確保できているかどうかははっきり示していただきたいと思います。

○西川高校改革課長 県南地域に新設する工業高校の計画の進捗状況についてであります、現行の高校再編計画後期計画において、令和7年度までの計画期間中に設置場所や統

合の時期、教育内容等の検討を進めることとしております。昨年度から先行して設置場所の検討に着手しているところであり、今後並行して教育内容や整備スケジュール等についても検討を進めてまいります。

それから、財源確保のお話でしたが、高校再編計画による県立高校の施設整備については、必要となるコストが現在の試算よりも大幅に上振れすることも想定されることから、財政当局である総務部と協議、調整しながら、総務部が進める公共施設総合管理計画の中で、公共施設等の適正管理と持続可能な財政運営という二つの観点ということを捉えておりますので、県教育委員会といたしましても事業の平準化や施設改修に当たっては、長寿命化するなどの実効性ある対策などについて検討していく必要があると考えております。

○飯澤匡委員 もう一度繰り返しますけれども、令和7年度までに立地場所を決める。では、新設するまでの期間はどの程度を考えていますか。

それから、間違いなく上振れすることが想定されるという意識をしっかりとってもらわないと困るのですが、もう一度答弁をお願いします。

○西川高校改革課長 令和7年度に公表を予定する新校舎による事業開始時期についてですけれども、基本設計等に着手していないことから正確なお答えはできませんが、現在進めている県立宮古商工高等学校及び県立宮古水産高等学校の新校舎の事業開始時期につきましては、基本設計に令和4年度に着手して、事業開始時期を令和9年度と予定しておりますことから、県南地域における新設する工業高等学校は宮古商工高等学校と同様に産業教育振興棟が必要となりますことから、基本設計着手から5年程度の期間が必要と見込まれます。

また、県南地域に新設する工業高等学校は、宮古商工高等学校と違い、用地取得を必要とすることから、先ほどの5年程度に加え、用地取得や造成工事に相当数の期間が必要なものと見込んでおります。

○飯澤匡委員 私が岩手県議会議員であるうちに建たないね。そうすると、これは令和7年度には決めるとして、財源の確保については、どのような認識で進めていますか。冒頭からの私の質問も含めて教育長に伺います。

○佐藤教育長 令和7年度までに場所、それから開校時期、それから教育内容を決めるということで、それが決まってから、今申し上げたような時間を要するという中で、財源につきましては、先ほど担当の課長から答弁しましたとおり、総務部の公共施設等総合管理計画などとも整合を図りながら、あとは平準化——施設整備はさまざまな大規模なものをやっていかなければならないという状況もありますので、平準化も見据えてやるということで、現在金銭的にこれくらいというのをお示しできる状況ではないのですが、いずれ関係部局とよく調整しながら進めていくということで申し上げさせていただきたいと思えます。

○川村伸浩委員 私からは2件お伺いしたいと思います。

一つは、学校給食の関係であります。このことにつきましては、岩手県農業協同組合中央会とかの政策の懇談会の中で、食育を通して県産物のよさを知りながら、学校給食に生かしていただきたいというお話をいただいております。

現在の学校給食における県産食材の利用状況についてお知らせください。

○中村保健体育課総括課長 県産食材の利用状況についてであります。文部科学省の調査によると、令和5年度は金額ベースの利用割合で59.3%であり、全国平均の55.4%と比較して3.9ポイント上回っている状況でございます。

○川村伸浩委員 59.3%ということで、6割が岩手県産。文部科学省の調査は、地場産物と国産食材のデータでよろしいでしょうか。

○中村保健体育課総括課長 ただいまの数字については地場産物と国産食材の使用状況でございます。

○川村伸浩委員 農業にかかわらず、水産物などさまざまな県産食材があると思います。特に県産農林水産物の給食への利用をどんどん進め、給食も教育の一つという意味で食育を進めるためにどういったことをやられているのか、あるいはやっていくのかについて伺います。

○中村保健体育課総括課長 県産食材の積極的活用についてであります。学校給食に県産食材を使用することは、児童生徒にとって食育の観点から教育的意義があるものであり、各学校の栄養教諭など給食関係者の会議または研修会等において、県産食材を使用する教育的意義の説明や、市町村の農林水産部局などと連携した優良事例の紹介などを行っているところでございます。

○川村伸浩委員 市町村によって、そのまちで取れている農産物あるいは水産物を給食に提供する、まち独自の取り組みもあるようですけれども、やはり県全体として、給食に県産食材をより積極的に利用していただく、県教育委員会としても指導していく、あるいは指導までいかなくてもお知らせをして形を取っていくことによって、今よりも利用率が上がっていくと思われるのですが、その考え方についてお願いします。

○中村保健体育課総括課長 国の支援事業や民間団体等の県産食材購入費助成事業についても、市町村教育委員会に周知しているところであり、今後も引き続き農林水産部と連携して県産食材の利用促進を図っていきたいと考えています。

○川村伸浩委員 一方的に教育委員会の管轄だからということではなく、農林水産部と連携し、食育を含めてどんどん県産食材を利用していただけるように、あるいは子供たちに食していただくようによろしく願いたいと思います。

次に、学校薬剤師について伺います。私も勉強不足で、学校医や学校歯科医はよく耳にしておりましたが、学校薬剤師の役割について伺いたしたいと思います。

○中村保健体育課総括課長 まず、学校薬剤師の役割についてであります。学校保健安全法第23条により、児童生徒の健康や健康的な学校環境の維持のため、学校薬剤師を置くものとされております。

学校薬剤師の職務については、学校保健安全法施行規則第 24 条において、学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加する、環境衛生検査に従事する、学校の環境衛生の維持及び改善に関し必要な指導及び助言を行うことなど、必要に応じて学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事することとされております。

○川村伸浩委員 今御紹介がありました学校環境衛生検査機器でありますけれども、さまざまな学校の環境を検査していく機器があるようですが、細かくさまざまあるかと思えますけれども、大まかにどういったものがあるのでしょうか。

○中村保健体育課総括課長 12 品目あるのですが、例えば風速計、あとは WBGT——暑さ指数を測るもの、照度、明るさ、騒音等を測るものがございます。

○川村伸浩委員 その検査をするさまざまな機器の装備について、学校薬剤師に話をお伺いすると、県立学校は県で管理していると思うのですが、学校あるいは市町村によるのか、検査機器が備わっていないくて、薬剤師が自前で準備して学校に行くケースがあるとお伺いをしておりますけれどもいかがでしょうか。

○中村保健体育課総括課長 検査機器の整備状況についてであります、県教育委員会としては各学校におけるその整備状況を把握しておりませんが、令和 3 年 2 月に文部科学省から、保健室の備品等についてという通知が出され、保健室に学校環境衛生用に備えるべき風速計、照度計など 12 品目について、最低限備えることが適当であるとされております。

また、校種、学校規模等に応じて、年間の使用頻度が数回程度のものであるとか、頻度が少ないものであれば、複数校での兼用でも差し支えないとされております。それを踏まえて各学校で整備されているものと認識しております。

○川村伸浩委員 12 品目ということでございます。いずれ学校薬剤師に負担のかかる状況であると、かなり効率が悪いと感じます。金銭的な部分もあると思えますけれども、平準化していくことが必要だと思いますし、県内の学校の検査機器についての調べがないというお話でありましたけれども、やはり県教育委員会としても、現在の状況を把握しておくべきではないのかと思います。ぜひそういった取り組みをしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○中村保健体育課総括課長 学校における環境整備は必要なことであり、それにかかわる機器は必要なものであると認識しております。学校で本当に必要であれば、そろえなければならないと思いますので、まずはしっかり状況把握をして、丁寧に対応していきたいと思っております。

○高橋こうすけ委員 川村伸浩委員から学校薬剤師の質問がございましたが、私からも関連して質問させていただければと思います。

まず、学校薬剤師の報酬について、現在の県立学校での学校薬剤師の報酬についてお伺いします。

○中村保健体育課総括課長 学校薬剤師の報酬額についてですが、令和 6 年度、1 人当た

り年間 15 万 2,400 円となっております。

○高橋こうすけ委員 業界の方と政策懇談会でいろいろお話しさせていただいたのですが、現状、各市町村にそれぞれ学校薬剤師がいて、市町村ごとに報酬に差があり困っているというお話がございました。このことについて、現状の把握と県の見解をお伺いいたします。

○中村保健体育課総括課長 各市町村の学校薬剤師の報酬についてであります。市町村立学校の学校薬剤師は、各市町村教育委員会において、地元の薬剤師会から推薦されるなどにより選定されているところでございます。

報酬額については、学校医、学校歯科医等、その他学校における非常勤職員も含めた基準等により、市町村ごとに定められていると認識しております。県教育委員会では、各市町村の報酬額の現状について、現在把握しておりませんが、市町村教育委員会からの求めがあれば、県教育委員会の報酬額、基準等について情報提供していきたいと考えております。

○高橋こうすけ委員 把握していないということですが、県内で非常に差があり困っている声が実際に上がっておりますので、岩手県としても今の状況を把握していただきたいと思っております。その中で、私も勉強不足だったのですが、学校薬剤師は非常に重要なポジションだと思っております。しっかりと皆さんで連携できるようにしていただきたいと思っておりますので、ぜひこの報酬の差について問題意識を持っていただきますようお願いしたいと思います。

次に、学校の修学旅行、教育旅行についてお伺いさせていただきます。県立学校における修学旅行の現状の単価の状況を教えていただければと思います。

○中村保健体育課総括課長 県立学校における修学旅行単価の状況についてであります。国内修学旅行における生徒 1 人当たりの経費の上限は、県立学校に係る修学旅行実施基準におきまして、令和 6 年度実施分、今年度実施分までは 9 万 5,000 円としております。

昨今の物価高騰に伴い、本年 4 月に令和 7 年度実施分から国内修学旅行における生徒 1 人当たりの経費の上限を 5,000 円引き上げて 10 万円とすることとし、各県立学校あて通知したところでございます。各学校においては、保護者の負担を考慮しながら、教育的見地から修学旅行の目的を明確にして、十分な成果が得られるよう、計画を立てて実施しているところでございます。

○高橋こうすけ委員 物価高騰についてお話がございました。非常にありがたいことだと思っているのですが、もう少し細かいところで、修学旅行の金額を恐らく積み立てしていると思うのですが、そのスケジュール感の部分も教えていただければと思います。

○中村保健体育課総括課長 高校入学後から修学旅行実施までのスケジュールについてありますが、かちっと決められたスケジュールはございませんで、各学校によって異なっております。標準的には、1 年生の 4 月中旬に修学旅行先について生徒及び保護者に希望

調査を行い、その調査の結果も踏まえながら5月に修学旅行先を決定し、そして6月中旬頃に旅行業者を決定して契約しております。その後、10月頃に1年生の学年PTAを実施しますので、保護者にも説明して、11月から旅行代金の積み立てを開始しております。その積み立てにつきましては、2年生の9月頃には旅行代金の積み立てを終えまして、参加生徒数が確定し、10月にこれも実施する2年生の学年PTAにおいて、修学旅行参加上の注意点等を説明した上で、11月下旬から12月にかけて修学旅行を実施しています。以上です。

○高橋こうすけ委員 そうすると、約1年前から積み立てをしているということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高橋こうすけ委員 昨今の物価高騰等もございまして、この金額の設定は非常に難しいところなのかと思っていますのですけれども、やはり修学旅行に行く生徒たちは、非常に楽しみにしていると思います。一方、旅行会社、旅館やホテルの方々も、この物価高騰で非常に苦しんでいる部分があると思うのですが、時間をかけて契約をしていかなければいけないという部分で、来年から金額を5,000円上げ、しっかり対応していただいて非常にありがたいことだと思います。ぜひ今後もしっかり対応していただきますよう、お願いを申し上げます。

○上原康樹委員長 おおむね再開後2時間が経過しようとしておりますので、この際、15時5分まで休憩といたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 それでは、県立高等学校教育のあり方中間まとめについて質問いたします。この中間まとめが提起している新たな課題は何でしょうか。

○西川高校改革課長 中間まとめが提起する新たな課題についてであります。県教育委員会においては、現行の新たな県立高等学校再編計画の終期を見据え、令和5年度から外部有識者を構成員とする県立高等学校教育のあり方会議を設置し、次期高等学校再編計画の土台となる県立高等学校教育のあり方の検討に着手しており、今年度、県立高等学校教育のあり方中間まとめを取りまとめたところです。

中間まとめにおいては、さまざまな社会的変化を乗り越えて豊かな人生を切り拓く力を身につけさせること、さまざまな背景を持つ生徒や教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍するなど、高等学校の実態が多様化していること、今後見込まれている生徒数減少により、さらなる学校の小規模化が懸念されることといった課題に対応する必要があるとしております。

このような状況を踏まえ、今後の岩手県における高等学校教育の基本的考え方として、持続可能な社会を創り手となる人材の育成など五つを柱に掲げ、今後検討を進めまして、

今年度末に長期ビジョンを策定することとしております。

○**斉藤信委員** 中間まとめを見ても、現状と課題は整理されているけれども、これは今後 10 年間の計画でしょう。次期高校再編計画を立てると、その方向性がなかなか見えないのです。

そこで、それぞれの地区別懇談会を実施した。私もその議事録は全て見させていただきました。この地区別懇談会で出された意見の特徴を示してください。

○**西川高校改革課長** 地区別懇談会における意見の要旨としては、高校は持続可能な地域づくりに不可欠である、魅力ある高校づくりを推進してほしい、少子化により学校規模の縮小が進む小規模校の教育の質の確保と機会の保障を望む、学校配置の広域化による影響を考慮してほしいなどであり、御提言や御意見いただいた内容を今後の県立高等学校教育のあり方検討会議において慎重に検討を進めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 全てのブロックの各首長、教育長、産業界の方々の御意見で、特徴的なのは、地域と密着した小規模校を守ってほしい、支援してほしいという点です。例えば葛巻町の教育長は、くずまき山村留学は 10 年目を迎えて効果が出てきた。他方から生徒を呼ぶだけの目的ではなく、移住、定住につながることなどの新たな価値を地元の生徒たちが感じることも目的の一つだ。公営塾は、国公立大学に四十数名中 17 名合格するなどの効果が出ていると言っています。また、現在半数以上が葛巻町外出身であり、地域とともに考えてきた成果だと考えている。魅力化とは、高校を魅力的にすることだけでなく、地域と一緒に学びを深めていくことにより、高校を含めた地域の魅力を高めることであると話しています。やはり、地域の魅力を高める上で、地域の高校が必要だという意見は、少なくないと思います。

そこで、本会議でも議論になりましたけれども、いわて留学は、今年は 9 校 32 名、過去最高のいわて留学生を迎えた。特に県立西和賀高等学校は、留学生を 5 人迎えて、定数 40 人に対して 44 人入学ということで、初めて定員を超えました。私も、これは関根敏伸委員の一般質問を大変注目して聞きまして、知事がこう答弁したのです。いわて留学などの取り組みにより、定員を一定程度上回る志願者数や入学実績がある場合、生徒の教育機会の確保及び教育の質の保障などの観点を考慮し、県教育委員会において学級増など適切な学級編制に取り組んでほしいと考えている。知事がかなり踏み込んで答弁して、教育長はさらに踏み込んで、1 学級校がいわて留学を通じて定員を超えたことは過去にない。これが複数年続けば、学級数増は考える必要があると答弁されています。これは新聞報道であります。本当にいわて留学は、相当の効果を上げていると思います。

そこで、県立高校のあり方とのかかわりで一番の焦点になるのは、県立高校の配置です。今後 10 年間でどう配置するのか。これを見ると、配置の基本的な考え方は今と全く変わらないのです。適正規模、1 学年 3 学級以上必要、最低 2 学級だとか、1 学級は特例校で残す、これは変わらないと思うのだけれども、いかがですか。

○**西川高校改革課長** 1 学級校の特例校の扱いについてですが、地区別懇談会でも、やは

り1学級校の存続についての要望が一番多く意見を交わされたところであり、これまでは地理的条件から3校を特例校として認めてきたところではありますが、それ以外の条件も踏まえた上で、特例校についても検討すべきと考えております。

○齊藤信委員 現在、1学級校は11校ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○齊藤信委員 11校という大変な数になって、しかし同時に、真剣に自治体と一緒にいわて留学を含めた高校の魅力化に取り組んでいる。これは全国にはない岩手県の特徴ではないか。例えば、県立大迫高等学校の今年のいわて留学生は4名です。西和賀高等学校は5名、大槌高等学校も5名なのです。また、県立伊保内高等学校も3名です。だから、なくなるのではないかとと思われるような小規模校が、いわて留学の取り組みで県外から生徒が来る。私は、地域の小規模校にはそういう魅力があるという一つの証明になっているのではないかと考えます。

同時に、いわて留学は、1年、2年ですぐ成果が表れるものでもないという意見もあります。私もそのとおりだと思います。ですから、その点では、高校魅力化の取り組み、いわて留学の取り組みは、自治体、地域と一体となった、岩手的な新しい教育運動になっているのではないかと思います。

会議記録の中で高校改革課長も、可能な限り1学級であっても維持する方策を検討したいと、立派な回答をしておりました。先ほどの答弁でも、今は特例校が3校ですけれども、それをさらに広げて考えるという答弁がありましたので、人口減少の速度が速いのでこれが10年続くかわかりませんが、現段階で大変成果を上げているという点では、今度の県立高校のあり方に、可能な限り1学級校でも維持することを位置づけられるべきだと思いますが、それでよろしいですか。

○西川高校改革課長 地区別懇談会での御意見等も踏まえ、またあと年2回有識者会議を予定しておりますが、その中で私の発言を踏まえて、各委員の有識者会議にもお諮りした上で、パブリックコメントもかけた上で、そういった形に持っていければよいと考えております。

○齊藤信委員 もう一つ、10年の計画ということになると、中長期で高校のあり方を考えることが求められていると思います。1960年代、高校は総合的な高校だった。生徒が増加して専門高校ができ、高校の多様化政策でたくさんの高校ができました。今は1960年代よりも生徒数が減少しているのです。そういう意味でいけば、やはり総合的な高校として地域に必要な高校を残すことも考える必要があるのではないかと思います。

会議録の中で、陸前高田市の教育長が、陸前高田市は市外に出る率が一番低い、それは生徒が求める学科が地区にあるからだと言っていたことがありました。生徒が減れば学校の数も減るわけです。その場合、地域に必要な高校をばらばらではなく、総合的な高校として整備し、集約していく。今度の中間報告の中には、宮古商業高等学校と宮古工業高等学校、それから、県立一戸高等学校と県立福岡工業高等学校のような校舎制ということ

も強調されておりました。私は、中長期的には地域の高校は残す、そして生徒が希望する学科も残すという総合的な高校も中長期的には考える必要があるのではないかと思います。が、いかがでしょうか。

○西川高校改革課長 校舎制のお話ですけれども、今回の地区別懇談会の中でも、住田町の教育長からそういったお話があって、やはり地域に高校を残していただくことが地域の活性化につながるということもお伺いしておりますので、そういったところも踏まえつつ、高校再編計画について検討してまいりたいと考えます。

○斉藤信委員 やはりこの10年ぐらいで地域の発想がかなり変わってきた。今までは、県立高校というのは県がやることでした。しかし、今は、地元の高校を守るためには市町村が必死になって取り組まなくてはだめだというように、大きく変わってきたと思います。そういう点でいけば、県と市町村、高校、地域という強力な協力体制で高校を守っているという取り組みになっているのではないかと。これは大事にしていきたいと思います。

次に、盛岡みたけ支援学校の通学バスについてお聞きします。これは、昨年度末ぎりぎりまで取り上げて、ぎりぎりの局面で新年度は難しいが引き続き高等部へのバスについては検討していくという回答でありました。高等部の通学バス実現に向けて、どう検討、協議されているか示してください。

○最上特別支援教育課長 盛岡みたけ支援学校高等部への通学バス運行に係る検討状況ですが、昨年度より対応する人員、学習時程、経費などの課題を整理しながら引き続き検討を続けているところです。

具体的には、高等部生徒の通学方法の実態の確認、運転業務や添乗業務に対応した場合の校内体制の確認、県内の知的障がい支援学校の通学バスの運行に係る再確認などを進めているところです。

今後も、これまでの検討経過や課題を踏まえつつ、通学バスの運行を含め、通学支援のあり方について、引き続き多角的、総合的に検討してまいりたいと考えているところです。

○斉藤信委員 今年は盛岡みたけ支援学校高等部に20人が入学した。現在、高等部に通学している生徒の通学手段はどうなっているか示してください。

○最上特別支援教育課長 今年度の高等部生徒の通学形態についてであります。今年度は生徒52名のうち、保護者送迎が25名、施設や事業所等による送迎サービスの利用が5名、公共交通機関の利用が15名、タクシー利用が2名、徒歩通学が4名となっております。なお、1名は、在宅での訪問教育を受けている生徒となります。

○斉藤信委員 52名中25名が保護者の送迎。これは高等部の生徒の48%に当たります。この子供たちは、小中等部の場合は通学バスを利用していた方だと思うのです。今まで小中等部では通学バスが利用できたが、高等部に行った途端にそれができなくなると、保護者が送迎しなくてはなくなると、やはりそれはおかしいのではないかと。高等部への通学手段を確保するのは、やはり県教育委員会、学校の責任ではないかと考えます。

保護者の方々がアンケート活動に取り組んでいまして、私もその一部を見させていただ

きました。高等部にスクールバスが必要だと思いますかという項目に対し、回答者の全 14 人の回答ですけれども、100%が必要という回答でした。高等部にバスが出れば大変助かる。今送迎している保護者の方は全員女性で、言わばお母さんです。お母さんの声の中には、冬の運転が大変心配だ、燃料代の負担が大変だというものがあります。私も高等部に行ったのですけれども、高等部の入り口が狭いのです。また、何ととっても時間が取られるので、仕事ができないという切実な声も寄せられました。これはジェンダー平等ではないし、物価高騰の中で稼がないと家計を維持できないということが切実な課題です。私はそういう意味で、高等部の通学バスの運行をぜひ実現していただきたい。

私も保護者と昨年の 5 月に意見交換をしました。小中学部の場合は、乗降車場所を決めて、そこに保護者が子供を車に乗せて連れてくるのです。そこでまた保護者同士の関係もできるのです。ですから、通学は子供たちにとっては友達と一緒に通学できる。保護者にとっても、通学を通じて保護者が情報交換したり、関係ができる。私は、やはり通学バスが果たしている役割は、子供の成長にとっても、保護者が支え合い、協力するという点でも、大変大事な役割を果たしているのではないかと考えますが、いかがですか。

○最上特別支援教育課長 通学バスを利用しての通学に関してですが、バスに乗ることで友達同士のかかわりがあるということ、それからバスを待つ間の保護者同士の交流が図られるというところで、通学バスを利用することについてのメリットは把握しているところでもあります。

一方で、先ほど申し上げたとおり、学校側の対応する人員の問題であったり、経費の課題はございますので、そちらの視点も踏まえつつ、よりよい通学バスの運行、あるいは通学支援のあり方について引き続き検討してまいりたいと考えているところです。

○斉藤信委員 私は、盛岡ひがし支援学校にも行ってまいりました。ここは、3 台の通学バスの運行を委託しているのです。朝学校に集まって、三つのルートで送迎するという仕組みであります。ちょうど放課後の時間に行きましたが、帰りはデイサービスの方々が迎えに続々と来るのです。学校の先生方が交通整理しているのです。あそこは交通量が少ないところですが、学校の敷地内を出入りする車の交通整理を先生方がしっかりやっていました。そうしないと車が集中して大変だと。だから、私は、大変な思いをしながら安全をしっかり確保していると感じました。

令和 6 年度、盛岡ひがし支援学校の通学バスの予算は 2,610 万円ということでありました。人の配置も必要だと思います。去年来議論をしてきたことですから、盛岡みだけ支援学校は高等部の通学バスの運行はないという固定観念を早く払拭して、実際に実施している取り組みの検証も含めて、早く来年は実現できる方向性を出していただきたい。

もう一つ、八幡平市からも 3 人ぐらい通学しているのです。1 時間以上かけて保護者が送迎しているのです。葛巻町は、一戸町にある支援学校に、町が通学支援をしているという例もあります。八幡平市まで学校から迎えに行くわけにいかないと思いますので、できれば八幡平市と協議して、そういうこともあわせて検討していただきたい。

最後の質問です。学校給食費の無償化について、県内の今年度の取り組みはどうなっているのでしょうか。

○中村保健体育課総括課長 県内の学校給食費の無償化の取り組みについてであります。本県市町村の令和6年度の状況についてですが、今年度6月に取りまとめた調査結果では、全額無償化を実施しているのが11市町村、第3子以降無償化や物価高騰分など一部補助を行っているのが17市町村となっております。

○斉藤信委員 岩泉町が加わって11市町村に、去年の10市町村から着実に増えて、33市町村のうち3分の1は完全無償化を実施している。市町村が本当に頑張っていると思います。

もう一つ、物価高騰、特に食料品の価格高騰は大変な状況で、今年度の学校給食費の値上げの状況、保護者負担の状況、それから値上げをしていない市町村はどう対応しているのか。食材費は増えていきますから、給食回数を減らしているとか、市町村が増額分を負担しているとか、おかずを減らしているとか、市町村の対応状況を把握しているのでしょうか。

○中村保健体育課総括課長 県内市町村における学校給食費の値上げの状況についてであります。令和6年4月時点の状況を6月に取りまとめた調査結果では、学校給食の食材費を令和5年度から令和6年度に値上げした自治体は16市町村となっております。また、全額無償化や一部補助、補助の変更により、保護者負担が増えた自治体は3市となっております。

次に、値上げをしていない場合の具体的対応についてであります。見積りによる物資の購入、調味料など年間を通した契約など、安定的な価格での購入といった対応を取っております。また、必要な栄養価、品質は保持しつつ、献立の工夫等により対応していると聞いております。

○斉藤信委員 そうすると、かなりの規模で給食費値上げということを年度当初は聞いたのですけれども、今の答弁だと値上げしたのは16市町村ですね。そして、そのうち保護者負担になったのは3市。そうすると、13市町村は、市町村が値上げ分を補助したというところもあると思うのだけれども、それは把握していますか。

○中村保健体育課総括課長 学校給食費の補助の変更により、保護者負担が増えた自治体3市あるところですが、給食費の値上がり分が保護者負担となっている自治体が3市のうち1市、そして材料費の変動はないが、物価高騰分保護者負担となったのが1市、あとは自治体の補助が減額になったことで保護者負担が増えたのが1市です。

○斉藤信委員 給食費を値上げしたのは16市町村でしょう。そして、3市は保護者負担が増えた。そうすると、残りの13市町村は、これは値上げまたは市町村補助になりませんか。市町村補助で値上げ分を抑えたというところはいくつあるのですか。

○上原康樹委員長 答弁できますか。

○中村保健体育課総括課長 追って確認します。

○斉藤信委員 6月に調査したと言うのだから、皆さんにお配りしてください。終わります。

す。

○**小林正信委員** ことし3月にもお伺いした夜間中学について、令和5年度は昨年12月から今年の1月までアンケート等の調査を実施されたかと思えますけれども、この調査結果を受けての所感についてお伺いしたいと思います。

○**武藤義務教育課長** 令和5年度の調査結果でございますけれども、個人用アンケートに293人の回答がございました。そのうち、自分が学びたいと答えた方が13人、身近な人が必要としていると答えた方が38人おりました。身近な人が必要としていると答えた38人の方のうち、現在不登校の方の関係者が32人を占めており、現在不登校の学齢生徒については、不登校対策の面からの学びの場を保障していく必要があると捉えているところでございます。

○**小林正信委員** 不登校でなかなか学びの機会がないという方の学ぶ機会を保障する意味でも、フリースクールや夜間中学も大事なのだらうと思います。

先日北上市において、夜間中学校と教育を語る会というシンポジウムがございました。北上市教育委員会と岩手県教育委員会も後援されていたようですけれども、この中で福島県における公立夜間中学の設置状況について、実際に福島県で活動された方のお話を伺いました。福島県は、自主夜間中学が10校あり、福島県に公立の夜間中学ができたということには、そうした自主夜間中学の皆さんの取り組みが背景にあったと感じたわけでございます。

岩手県内における自主夜間中学はどういう形で行われているのか気になりました。県教育委員会では把握されているようであれば、お伺いしたいと思います。

○**武藤義務教育課長** 自主夜間中学の県内の状況についてであります。盛岡市や奥州市で該当する教室が開かれている情報は得ておりますけれども、正確な数字等は把握できておりません。

○**小林正信委員** 自主夜間中学は公立の夜間中学に比べて、ある程度柔軟な対応をしているようでございます。例えば公立の夜間中学だと、週5日、1日4時間きちんと通わなければならないけれども、自主夜間中学だと、その方の状況に合わせて、好きな時間に教育、授業ができるそうです。公立の夜間中学も必要だとは思いますが、自主夜間中学の取り組みも並行して重要だろうということをこのシンポジウムでなるほどと思いながら伺ったわけでございます。

岩手県としても、自主夜間中学の取り組みにももう少し注目していただきながら、最終的な目標としては公立としての夜間中学、先ほどの不登校もそうですし、さまざまな問題で学びの機会が失われた方に対する学びの保障というものは、夜間中学に重要な部分があると思います。夜間中学の設置に向けて少しずつでも前進してもらいたいと思うのですけれども、今後の方向性についてお伺いさせていただきたいと思います。

○**武藤義務教育課長** 夜間中学の今後の方向性についてでございますけれども、現時点では本県における学び直しや多様な学びの場のあり方を検討している段階でございます。ニ

ーズ調査の結果や、今話題に上がりました福島県等の背景なども参考にさせていただきな
がら、市町村教育委員会との意見交換も含め、検討を重ねていく必要があると捉えている
ところでございます。

○**小林正信委員** 先ほど盛岡市と奥州市で自主的な夜間中学が開かれているというお話を
されていましたが、盛岡市はマンツーマンで、公共の施設を使って1対1でやって
いる自主夜間中学もあり、そう考えると自主的な夜間中学はハードルがすごく低いような
気がしますし、ボランティアの皆さんがやる気になれば、幾らでも学び直しの場が設置で
きるのではないかと思いますので、県教育委員会でももう少し盛り上がるような取り組み
もしていただきながら、この調査結果を私も見させていただいたのですけれども、中学校
を卒業した生徒で、不登校で十分な授業を受けられなかったという生徒が令和4年は248
名、今回の調査では317名ということで増えている。外国籍の方で十分な学びが必要だ
という方が、令和4年は6,491名、今回の調査では8,999名ということで、不登校と外国の
方のニーズもある程度あるのではないかと考えております。

また、難病連——一般社団法人岩手県難病・疾病団体連絡協議会にもお話を伺ったので
すけれども、難病を抱えた子供たちはどうしても最終的に十分な学びが得られない、難病
連の方も夜間中学の存在は重要だとおっしゃっておいりましたので、やはり夜間中学の設置
は非常に大事ではないかと考えております。最後に、教育長の御所見をお伺いできればと
思います。

○**佐藤教育長** 夜間中学のニーズに関する調査については、以前から取り組んできたところ
ですが、昨年度拡充しまして、ホームページ等でも回答できる形で取り組んだ結果、担
当の課長から答弁しましたとおり、現在不登校の方が学びたいという希望があるというこ
とで、夜間中学あるいは学びの多様化だったり、不登校といったものも含め、あるいは教
育支援センターというものについても、県も市町村もふやしている中で、不登校や学び直
しなどさまざまなニーズに対応できる方策は市町村の教育委員会ともよくお話をしながら、
今後の施策の展開について議論を深めながら方向性を探っていきたいという段階でござい
ます。

我々も、国からの支援も含めて、どういう支援が受けられて、市町村がそれであればや
ってみようと手を挙げていただくためにも、国の施策を我々自身がよく研究しながら意見
交換していければと思っています。

○**上原康樹委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** ほかになければ、これをもって教育委員会関連の審査を終わります。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、文化スポーツ部から、県営スポーツ施設のあり方に関する報告書（案）について
発言を求められておりますので、これを許します。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 県営スポーツ施設のあり方検討につきましては、ことし

3月の常任委員会で検討状況を御説明しましたが、県営スポーツ施設のあり方に関する報告書（案）を取りまとめましたので、改めて御説明いたします。

お手元に資料1の報告書（案）の概要、資料2の報告書（案）の本体をお配りしておりますが、資料1の概要により御説明します。

まず、はじめにですが、県営スポーツ施設全体の規模や配置、機能の適正化を図るため、有識者の意見を聞きながら、人口減少に伴う利用状況の変化、中期的なコストの見通し等も考慮し、県営スポーツ施設のあり方を検討しまして、報告書としてまとめようとするものであります。

次に、第1章、県営スポーツ施設の状況であります。が、（1）、現有の施設9施設のうち、令和5年4月に供用開始しましたボールパークを除く8施設と、（2）、震災の影響により整備計画凍結中の施設——スポーツ健康科学センター、多目的屋内練習施設の2施設、合わせて10施設のあり方を検討してきたものであります。

次に、第2章、スポーツを取り巻く環境ですが、国の第3期スポーツ基本計画の策定、ラグビーワールドカップ2019岩手・釜石開催などの大規模大会の開催や本県出身アスリートの活躍による県民のスポーツへの関心等の高まり、新型コロナウイルス感染症の影響など取り巻く環境を踏まえながら検討を進めてまいりました。

次に、第3章、県におけるスポーツ振興の基本方針ですが、令和6年3月に第2期岩手県スポーツ推進計画を策定しましたので、この計画も踏まえながら検討を進めてまいりました。

次に、第4章、県営スポーツ施設に関する課題であります。が、施設、設備の著しい老朽化、市町村との連携や役割分担、そして将来人口の展望を踏まえた整理、統合が県営スポーツ施設の課題であり、これらの課題を踏まえながら検討してまいりました。

次に、第5章、県営スポーツ施設に係る基本的考え方ですが、県内施設の充実や県と施設の基本的な役割分担を踏まえまして、（1）、県民がスポーツに親しむ環境の確保、（2）、競技力の向上を担う施設の整備、（3）、全国規模の競技会等を開催できる施設の確保、（4）、将来人口の展望や県財政を踏まえた施設マネジメントの推進の基本的な考え方に基づきまして、施設の維持、改修等に努めることが望ましいと考えております。

裏面、次のページになります。次に、第6章、県営スポーツ施設の今後のあり方ですが、説明した基本的考え方や市町村施設の状況等を踏まえまして、それぞれの施設の今後のあり方及び当面の措置を記載のとおり取りまとめましたので、概要を御説明いたします。

1、現有施設の県営運動公園には、陸上競技場、テニスコート、サッカー・ラグビー場、野球場、スポーツクライミング競技場がありますので、それぞれの施設ごとにあり方を検討しております。

まず、陸上競技場は、東北規模の競技会、大会を開催できる競技場の一つであり、第2種公認陸上競技場として長期的に維持することが望ましく、そのスタンドについては設置

から 50 年以上経過しておりますので、できるだけ早期に劣化度調査等を実施しまして、その結果を踏まえまして改修を検討する必要があると考えております。

次に、テニスコートは、県規模の競技会、大会に利用されており、さらに 8 面以上のテニスコートは県内に限られておりますので、維持することが望ましいと考えております。

次に、サッカー・ラグビー場ではありますが、全国規模の競技会、大会を開催できる競技場の一つとして長期的に維持することが望ましく、第 2 グラウンドにつきましては、スポーツ医・科学センターの整備の検討状況に応じまして、人工芝化などの機能を高めるための改修も検討する必要があると考えております。

次に、野球場ですが、一定の需要はあるものの、県内に類似施設がありますので、将来は野球場の機能を廃止し、運動公園全体のレイアウトも考慮しながら、機能性や利便性を一層向上させるための他の用途を検討するのが望ましいと考えております。

次に、スポーツクライミング競技場ですが、国際規模の競技会、大会を開催できる競技場ですので、長期的に維持することが望ましく、利便性向上のため、雨天対応等のための改修を検討することが望ましいと考えております。

次に、県営体育館ではありますが、県規模の競技会、大会が開催されるなど一定の需要はあるものの、より充実した機能を備えた市町村施設が複数あり、担う役割や今後の市町村施設の改修状況等も踏まえた検討が必要でございます。また、バリアフリー化、空調等の機能性が不十分であることから、同様の機能を有する県勤労身体障がい者体育館を集約しまして、ユニバーサルデザイン化や脱炭素化等の機能を備えた体育館整備について検討することが望ましいと考えております。

次に、県営スケート場ではありますが、400 メートルのスピードリンクを有する県内唯一の施設でございまして、アスリート育成や競技力向上の観点から長期的に維持することが望ましく、できるだけ早期にターボ冷凍機等を修繕、更新する必要があると考えております。

次に、県勤労身体障がい者体育館は、障がい者スポーツ振興のため必要性は認められるものの、障がい者以外の利用が多いことを考慮しますと、県営体育館と集約した高機能の体育館整備を検討することが望ましく、あわせて障がい者の優先利用などにも配慮する必要があると考えております。

次に、県立御所湖広域公園艇庫は、全国規模の競技会、大会で使用している状況を踏まえまして、長期的に維持することが望ましいと考えております。

次に、県営スキージャンプ場は、県内唯一のサマースキージャンプ施設でございまして、アスリート育成や競技力向上の観点から長期的に維持することが望ましく、できるだけ早期に人工芝改修を行う必要があると考えております。

次に、県営武道館ではありますが、全国規模の競技会、大会を開催している状況を踏まえまして、長期的に維持することが望ましく、できるだけ早期に冷暖房設備、LED 照明設備を整備する必要があると考えております。

次に、県営屋内温水プールは、大会や合宿などの一定の利用があるものの、利用が限定

的であることから、民間や地元自治体における活用を検討しまして、民間等において施設の活用見込みがない場合は施設を廃止することが望ましいと考えております。

次に、2の整備計画凍結中の施設でございます。まず、スポーツ医・科学センターは、競技力向上を図る観点から本県におけるスポーツ医・科学の拠点として整備することが望ましく、県民の健康づくりの拠点の必要性もあわせて検討する必要があると考えております。また、整備に当たりましては、県営体育館、県勤労障がい者体育館の集約など、他の施設との併設とあわせて検討する必要があるものと考えております。

次に、多目的屋内練習施設は、いわて盛岡ボールパークの屋内練習場をはじめ、県内に屋内練習施設など類似施設があることから、県営施設として整備する必要性を十分に検討する必要があると考えております。以上が報告書（案）の概要となります。

この報告書（案）につきましては、市町村や競技団体などの関係団体からの意見をお聞きし、8月から9月頃をめどに公表する予定としております。また、このあり方検討の内容を踏まえまして、今後当部の個別施設計画の改定を進めることとしております。説明は以上でございます。

○上原康樹委員長 ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

○関根敏伸委員 今読ませていただいた中で、何点か気になる点がありましたので、質問させていただきます。

改めてですけれども、この報告書（案）の位置づけです。先ほど今後さまざまところとの意見交換、市町村も踏まえて、8月から9月に公表予定という話がありましたが、この案が取れて確定したものとなった場合、これが今後の県営施設のあり方の方向性として決定される、そういう性格のものなのか。まず、この報告書（案）の位置づけをしっかりと聞かせていただきたいと思います。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 この報告書（案）につきましては、昨年から有識者の御意見をいただきながら検討を進めてまいりました。検討に当たっては、先ほども御説明しました当部の個別施設計画、今年度までとなっておりますので、それに反映する予定で報告案をまとめておりまして、案が取れた場合は、その報告に基づきまして、当部の施設の個別計画を策定する予定でございます。

○関根敏伸委員 有識者の方々からの御意見も聞きながらということでございます。また、今後市町村との意見交換会のあるようですが、今までは市町村等々の意見交換などは実施されてきたのでしょうか。

あと、前回常任委員会でお示しいただいたものがありました。あれは素案だったのか、どういう位置づけがよく覚えていないですが、その段階から今回の案に至るまでで変わっている部分がありましたら、教えていただきたいと思います。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 まず、市町村からの意見照会についてであります。先ほど話が出ました県議会2月定例会における常任委員会で御説明後、常任委員会とほぼ同じ資料を市町村にも送付し、意見を求めまして、市町村、競技団体等の関係団体から御意

見をいただいて、それも踏まえましてこの案を策定しております。

それから、前回の常任委員会で示した中身と大きく違うところでありますが、基本的には報告書の構成は一緒でございまして、前回は検討状況 6 に、県営スポーツ施設のあり方に関する検討状況というものを示しておりました。今回 6 章に当たる部分なのですが、その部分の県営体育館、障がい者体育館については、集約による機能性の高い施設整備を今回示しているのですが、それに合わせて、それのほかに今後改修を行いながら維持という部分が両論併記になっておりました。

同じように、温水プールにつきましても、改修を行いながら維持という両論併記にさせていただいております。今回その部分を報告書としてまとめた形にしております。

○関根敏伸委員 前回こちらの素案をいただいたときに、非常に大切な視点がたくさん含まれていると思い期待して見ていたのです。具体的には市町村との連携や役割分担が触れられておりました。今回も地方自治法による県と市町村の基本的な役割分担、市町村優先の原則や補完性の原理も踏まえて書かれているのですけれども、よく読んでみると、県営スポーツ施設のことだけ書かれているのです。前回も触れましたし、この中にも一部ありましたが、市町村施設が充実しているという流れの中で、市町村と県との役割分担の流れがあって今回の案に来ていると思うのですが、あくまで今回示されているのは県営スポーツ施設のあり方、役割分担としては市町村を含めた県全体で担っていくとか、市町村優先の原則で県はあくまで補完性の原理でいくようなことで、県営施設について、市町村も何らかの負担をなさい、読みようによってはそういう読み方になってしまうのです。

この中には、2 として、県内公立スポーツ施設の状況も書いているのですが、県内公立施設の状況については何ら触れられていないことが非常に気になるのです。前回も申し上げたのですが、県内には武道館、体育館も含めて、市町村営のスポーツ施設が充実して、県営施設の役割以上の役割を担っている。地元の例で言えば、北上市の第 1 種陸上競技場は、全国大会ができるのはここだけなのです。釜石鶴住居復興スタジアムなどもあります。私はそういったところの施設も念頭に置いた上で、役割分担とか、費用負担の問題とか、補完性の原理とかというのを前回あえて書き込んできたのかと思ったら、一切それがないのです。あくまで県営施設のあり方ということで、市町村は役割分担なさいのような、逆に後退しているような形でおかしいのではないかと非常に不満です。

市町村に意見を照会したようですが、市町村から何か意見はありませんでしたか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 今回のあり方検討につきましては、先ほども御説明しましたように、今年度で終わる個別計画の改定を念頭に置き進めてまいりまして、市町村の状況も踏まえて、県としてどのような対応をすればよいか検討を進めてきたところでございます。

市町村等からもさまざま要望がございまして、今回の照会の中身ではないのですが、市町村要望におきまして、北上市からは陸上競技場に対する県からの一定の財政支援を要望いただいております。これは、昨年度もいただいております。県ではこれまで、インタ

一ハイや国体などの大規模大会の県内開催に当たり、大会開催基盤を整備するために財政支援を行ってきております。直近で大規模大会の開催が見込まれているものはないのですが、それぞれの施設に対する支援につきましては、それぞれの役割分担とか、連携、協働の方向性、今後のあり方も含めて検討していく必要があると認識しております。

○関根敏伸委員 少し厳しい言い方で申し訳ないのですが、今回はその具体的な県営の個別施設のことを、もう間近に迫ったものをしっかり決めていかなければならないという位置づけの中であると思うのです。そうであれば、これはこれとして、県営スポーツ施設等のあり方とか、県内における全体のスポーツ施設のあり方もこれから両論で考えていく必要があるのではないかという気がしているのです。

改めて、市町村との役割分担や連携とか、地方自治法までここに書き込んで、市町村優先の原則や、補完性の原理と書いているわけですが、どういったことを想定してこういう書き込み方をしているのか、改めて伺います。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 県内には、県で有する施設、市町村で有する施設さまざまございます。まずは自治法の原則からまいりますと、市町村で今施設が充実してきておりますので、市町村で充実した部分につきましては、県は補完的な立場でやっていくということで、そういう観点で、例えば県内に全国大会レベルの施設がないものにつきましては、それはきちんと確保しようということで、9ページ、5章になりますが、全国規模の競技会等が開催できる施設の確保という観点で生かしながら、この報告書の中に生かしてきたところでございます。

○関根敏伸委員 本当にこだわるようなのですが、そこまでおっしゃるのであれば、ぜひ役割分担、本当の意味の役割分担、県が市町村優先と言いながら補完をしていくのですよという方向性を何らかの形で、県有施設だけでなく県全体の施設のあり方として市町村等の意見も聞きながら示していただきたいです。北上市の例だけではなく、恐らく市町村でしっかりとした施設をつくり、その維持費に相当苦勞されているところもあるだろうし、県有施設以上のスペックを持った機能を有している市町村の施設もあると思います。ある程度の基準をつくって、こういう形で県と市町村は役割分担、費用も含めてやっていきましょう的なものまで、県として音頭を取ってみせてほしいと思います。文化スポーツ部長にそこをお聞きして終わりたいと思います。

○小原文化スポーツ部長 9ページ、あるいは5章にまとめておりますように、県営スポーツ施設についてどう考えていくかということで、今回絞り込んだ形でまとめているところでございます。市町村がそれぞれの考えを持ってスポーツ施設をどんどん整備していくということを妨げるものではありませんし、そこは整備する時点で県ともいろいろ調整、連携を取りながら整備を進めていただいているところであり、これまでもそのようにやってきたところだと思っております。

今回の報告の取りまとめについては、県営スポーツをどうしていくかということに絞り込んでまとめさせていただいておりますが、県唯一の施設でしたり、全国規模の大会がで

きる施設を市町村で持っている場合には、これまでも大会開催などに合わせて整備の支援を行ってまいりましたし、それは別途、別の考え方として、そこは全県として考えていくということは重要だと思っております。その点については、例えば市町村要望で丁寧にお答えしていくなど、手順を踏んで進めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 県営体育館のあり方について聞きたいのですけれども、盛岡市の対県要望で、来年度予算要望でも、タカヤアリーナと県の県営体育館の一体的整備が必要ではないかという予算要望説明会がありました。7月中に盛岡市は知事に予算要望をする予定ですが、盛岡市に照会したときに盛岡市からどういう意見が寄せられたのでしょうか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 斉藤信委員からお話がありましたように、盛岡市に照会したときには、県営体育館については、県内にはプロスポーツの基準に対応した体育館がないことから、プロスポーツの試合も開催できる高規格な体育館として、市施設との合築を含めた整備について検討してほしいという要望があったところでございます。

○斉藤信委員 高橋但馬議員が本会議でこれを質問しましたが、答弁では盛岡市との共同の話は全然触れられていないのです。盛岡市からそういう要望が出ていて、県営体育館は老朽化し機能も不十分だし、盛岡市はプロスポーツができるそういう高機能な体育館を共同で整備してと言っているのですけれども、県はどう受けとめていますか。

○小原文化スポーツ部長 本会議で答弁いたしました中で、全国各地のスタジアム、アリーナ整備による地域活性化の取り組み事例を参考にしながら、施設の集約化、市町村との連携、PFIなど民間の活力の活用などの手法を含め、さらに検討してまいりますと答弁させていただいたところでございます。その整備手法につきまして、一つにはいわて盛岡ボールパークの例も参考になると思いますが、さまざまな事例を踏まえて検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。

○斉藤信委員 わかりました。盛岡市の要望は正面から受けとめている。そこまでいかないのですか。盛岡市総合アリーナも岩手ビッグブルズの拠点になっているようですけれども、いずれにしても大いに検討の余地があるのではないのかと思います。

それから、きょう説明されたところで、県営運動公園の野球場と県営屋内温水プールは廃止を検討する。野球場ですが、旧盛岡市営野球場では、盛岡市野球協会が管理していて今も毎日のように朝野球をやっているのです。今度、県営運動公園の野球場を廃止した場合、身近で使える野球場は意外と少ないのではないかと感じるのですけれども、実際に今どう活用されていて、今後、野球場を廃止したとしても野球場を利用している方々は困らないということをきちんと吟味されているのでしょうか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 旧盛岡市営野球場につきましては、用途を廃止したと伺っておりますので、詳細な内容は承知していないところであります。運動公園の野球場がありますが、本体の17ページをお開きいただければと思います。中ほどに利用状況の記載があります。コロナ禍があつて落ち込んだ後、令和4年度は大体1万2,000人ほどの利用者、利用率は38%ほどになっております。平成30年度と比較するとかなり落ち込んでいる

ことが見えるかと思います。

あわせて、38 ページに野球場の類似施設を書いております。主なもので県内にこれぐらいございます。あわせて、市内にはもう幾つか野球場がございますし、近隣の町にも野球場がございます。加えて市町村によっては、学校施設の開放をしておりますので、それらも含めて県民のスポーツの機会を確保していけるものだと考えております。

○**斉藤信委員** 令和4年度は回復傾向にあるのだけれども、令和4年度もコロナ禍なので。令和5年度は5類感染症に移行された中で、どこまで戻っているのかを見ないと、データとして正確ではないと思います。

また、38 ページに書いている野球場は、盛岡市はいわて盛岡ボールパークしかないわけです。盛岡市の野球人口は相当あると思います。恐らく、旧市営野球場を朝野球で使っているということはあまりおおっぴらには言えないのでしょう。恐らく盛岡市野球協会の判断というか、又聞きもあるのですけれども、実際は使われているのです。

朝野球のためにいわて盛岡ボールパークは使わないのです。よほど全国大会で、準決勝、決勝の試合ときはどうかわかりませんが、毎日の野球では使わないので、本当に大丈夫なのかというのはもう少し精査しないと、今のスポーツ振興課総括課長の答弁だとあまり説得力がないと思います。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 先ほどもお話ししましたが、需要は一定程度落ちておりますが、斉藤信委員がおっしゃったように、軟式野球場としては一定の需要があるのも確かでございます。ただ運動公園全体のレイアウト等も考えまして、そういう利便性、効率性を図るような形で見直しをしていきたいと思っております。

その場合、具体の検討はこれからですが、候補の一つとしては、最終的にキャッチボールができる場所等も含めて検討していく内容もあるかと考えているところでございます。

○**斉藤信委員** これで終わりますけれども、野球場については利用者の意見もしっかり聞く必要があるのではないかと思います。利用者も納得するのであれば、廃止は大いにあり得ると思いますが、県営屋内温水プールは今回はっきり廃止ということで、地熱利用から、現在の本質バイオマス利用になって、それも老朽化してきてという、地理的にも盛岡市内から距離も時間もかかる場所なのだと思います。地元の雫石町はどういう意見を出していますか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 前回の照会的时候は、雫石町から御意見が出てきませんでした。今回改めてまた照会しますので、その際に御意見が出てくるのと考えております。

○**工藤大輔委員** 施設を立派に改修したいわけですが、改修するとなるとかなりの財源を要するというので、やはり限られた財源の中で、しっかりめり張りをつけて、高規格にするべきものは数十年先まで見据えた施設整備、また、広く使ってもらえるようなものは、さまざまある施設を利用してもらいながらやっていくという観点も必要と思っております。

そういった中で、スポーツ医・科学センターについてここに記述があるわけですが、概

要のところを見ると、サッカー・ラグビー場のところに、その整備検討とあわせて人工芝だとか、機能を高めるための改修ということになると、サッカー・ラグビー場も踏まえて設置場所等も関連して、一帯のところに整備するということでもいいのか。あるいは、盛岡市からタカヤアリーナと一体的整備という要望が出ている中で、どのように考えていこうとしているのかをお願いします。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 報告書（案）については、今後成案となりますので、それを踏まえて、具体的には今後検討することになるのですが、報告書の中では、県営体育館、パラアリーナを集約化しまして、高規格の体育館の整備について触れておりまして、それとあわせて、併設することも検討していくと考えております。具体の整備手法、整備の内容や規模等は、今後の検討事項となります。

○工藤大輔委員 勤労身体障がい者体育館もかなり古く、一般の利用も多いと感じております。ただ、それは障がい者の方々の利用が少なく、中のものを見ても、今のニーズに足りないものがあったり、時代が進んだことによって合わなくなったと思うところでもあります。高スペックな整備をするに当たって、障がい者スポーツのニーズに合ったものをしっかり整備していただきたいと思いますし、花巻市や奥州市もそうなのでしょうが、本体の体育施設があり、サブアリーナも兼ね備えたものがどうしても必要だと思います。

そういった中で、スポーツ医・科学の機能を十分持たせていくということが求められるかと思います。青森県でも新しい体育館ができて、グラウンドオープンしたようですけれども、どういった施設等を参考にしているのかも伺いたいと思います。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 工藤大輔委員からお話がありましたように、他県でアリーナを整備している事例ありまして、アリーナにつきましてはサブアリーナを整備したり、さまざまな機能を有していることを承知しております。体育館の整備につきましては、県の財政状況や、他県の状況等を踏まえながら検討を進めていきたいと考えております。

他県の事例につきましては、例えば宮城県では民間でアリーナを整備した事例がございますし、青森県、佐賀県で国体向けの体育館を整備しているような事例があると聞いております。それらの事例も含めて調査しながら、具体の検討を進めてまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 それから、プロスポーツのニーズに沿った形でも対応していかなければならないと思います。そういった観点では、県営体育館もしっかり整備するようお願いしたいですし、それから、サッカー場は盛岡市の施設なのでしょうか。先ほど北上総合運動公園陸上競技場の話もありましたけれども、サッカー場もやはりプロのニーズに、また規格に合うような形で整備する必要があるかと思います。それについて、盛岡市と何か協議しているもの、求められているもの、今後考えている方向性等があれば示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 プロスポーツと連携した体育館につきましては、さまざまあると聞いていまして、例えば映像設備とか音響設備などを充実させた上で整備しまして、そういう魅力でファンを集めるようなところがあると承知しております。そういうも

のも含めて研究しながら、整備について検討を進めていく必要があると考えております。

それから、サッカースタジアムにつきましては、盛岡市と岩手県にいわてグルージャ盛岡から、スタジアム整備の支援をしていただきたいと要望が来ております。いわぎんスタジアム協議委員会というものがございまして、いわてグルージャ盛岡の支援者の方々がメンバーになっており、岩手県と盛岡市がオブザーバーで参加しております。そこで、今後の建設の方向性などを議論しているところでございます。

先日新聞の報道がございましたけれども、当初にいわてグルージャ盛岡が提案した内容を若干縮小しまして、収容人員を 8,500 人から 7,500 人、経費を 45 億円から 40 億円に圧縮して整備に向けて進んでいくということを協議等しているところでございます。

○**工藤大輔委員** サッカーのほうは、結局いわてグルージャ盛岡の計画に対して、盛岡市と県がどのように協力していくのか、あるいは盛岡市が主体的に進めるのかということなのかもしれませんし、その辺について先に進むような話題は現状ないということですね。県として、盛岡市と協議していくことはないということでしょうか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** スタジアム整備については、先ほどお話ししたように協議委員会で協議しております。スタジアムは盛岡市が設置者になっておりますので、盛岡市に改修計画をしっかりと検討していただいて、県としてどのような支援ができるか盛岡市と相談しながら、しっかりと検討していきたいと考えております。

○**上原康樹委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** なければ、以上をもって文化スポーツ部からの報告を終わります。

文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、8月6日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、令和7年度県立学校の編制等についてといたしたいと思います。

また、次々回、9月3日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、図書館の運営状況等についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申出をすることといたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項ではありますが、当委員会の7月の県内・東北ブロック調査につきましては、7月18日から19日まで1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますの

で、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。